官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府令・省令〕

○医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・文部科学・厚生労働・経済産業二）　二

〔省　令〕

○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（総務一〇七）　三

○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産五一）　四

○漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（同五二）　九

○航空法に基づく登録訓練機関に関する省令（国土交通一一六）　一〇

○宅地建物取引業法施行規則及び国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令（同一一七）　三

〔法規的告示〕

○特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法第十六条の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（厚生労働三〇九）　一四

○飼料の公定規格の一部を改正する件（農林水産一八一二）　一五

○登録訓練機関の教育の内容の基準等を定める告示（国土交通一〇三八）　一五

〔その他告示〕

○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産一八一三）　一六

〔官庁報告〕

官庁事項

組換えＤＮＡ技術応用飼料添加物の安全性に関する確認を受けた飼料添加物について（公表）（農林水産省）　一八

〔公　告〕

諸事項

官庁

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　二六

裁判所

破産、免責関係　二七

特殊法人等

弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会公示送達・懲戒処分関係　四五

地方公共団体

教育職員免許状失効・取上げ処分、無縁墳墓等改葬、押収物還付関係　五三

会社その他

会社決算公告

基本測量関係事項公告（国土交通省）　一八

府令・省令

○内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省令第二号

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百九十三号）の施行に伴い、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第三十一条第二項及び第三十二条第二項において読み替えて準用する同法第二十一条の規定に基づき、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年十二月一日

内閣総理大臣　高市　早苗
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律施行規則の一部を改正する命令

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律施行規則（平成三十年内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（匿名加工医療情報等の提供方法）	（匿名加工医療情報等の提供方法）
第二十七条　法第三十一条第二項の規定による厚生労働大臣等に対する匿名加工医療情報等の提供は、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第五条の六第五号の表の上欄に掲げる情報（匿名加工医療情報を除く。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる大臣に対し、厚生労働大臣等が定める情報の送付方法により行うものとする。	**第二十七条**　法第三十一条第二項の規定による厚生労働大臣等に対する匿名加工医療情報等の提供は、厚生労働大臣等が定める情報の送付方法により行うものとする。
（令第十条第二項の主務省令で定める書面）	（令第九条第二項の主務省令で定める書面）
第三十条　令第十条第二項の主務省令で定める書面は、次に掲げる事項を記載した手数料納付書とする。	**第三十条**　令第九条第二項の主務省令で定める書面は、次に掲げる事項を記載した手数料納付書とする。
［一～三　略］	［一～三　同上］
（安全管理措置）	（安全管理措置）
第三十一条　法第三十二条第二項において読み替えて準用する法第二十一条の主務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。	**第三十一条**　法第三十二条第二項において読み替えて準用する法第二十一条の主務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。
一　［略］	一　［同上］
二　次に掲げる人的な安全管理に関する措置	二　次に掲げる人的な安全管理に関する措置
イ　連結可能匿名加工医療情報利用者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。	イ　連結可能匿名加工医療情報利用者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。
(1)　法、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の五第三項の表の上欄に掲げる情報を規定する法律（匿名加工医療情報に係るものを除く。）、統計法（平成十九年法律第五十三号）若しくは個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者	(1)　法、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）、統計法（平成十九年法律第五十三号）若しくは個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
(2)～(5)　略	(2)～(5)　同上
(6)　(1)から(5)までに掲げる者のほか、匿名加工医療情報若しくは高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の六第五号に規定する匿名医療保険等関連情報等（匿名加工医療情報を除く。）を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により同号の表の上欄に掲げる匿名医療保険等関連情報等を取り扱うことが不適切であるとそれぞれ同表の下欄に掲げる者が認めた者	(6)　(1)から(5)までに掲げる者のほか、匿名加工医療情報若しくは高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第五条の六第五号に規定する匿名医療保険等関連情報等（匿名加工医療情報を除く。）を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により同号の表の上欄に掲げる匿名医療保険等関連情報等を取り扱うことが不適切であるとそれぞれ同表の下欄に掲げる者が認めた者
ロ　［略］	ロ　［同上］
［三～五　略］	［三～五　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、令和七年十二月一日から施行する。

省　令

○総務省令第百七号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一、第三及び第五の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月一日

総務大臣　林　芳正

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［略］ ［2～249　略］ 250　法別表第一の百八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～五　略］ 六　建築基準法第七十七条の六十一の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 七　建築基準法第七十七条の六十二の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 ［八～十一　略］ 十二　建築基準法第七十七条の六十六第二項において準用する同法第七十七条の六十一の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 十三　建築基準法第七十七条の六十六第二項において読み替えて準用する同法第七十七条の六十二の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 ［十四～十六　略］ ［251～274　略］ （法別表第三の総務省令で定める事務） **第三条**　［略］ ［2～92　略］ 93　法別表第三の二十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～三　略］ 94　法別表第三の二十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～三　略］ ［削る］ 95‖～99‖　［略］	（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［同上］ ［2～249　同上］ 250　［同上］ ［一～五　同上］ 六　建築基準法第七十七条の六十の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 七　建築基準法第七十七条の六十一の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 ［八～十一　同上］ 十二　建築基準法第七十七条の六十六第二項において準用する同法第七十七条の六十の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 十三　建築基準法第七十七条の六十六第二項において読み替えて準用する同法第七十七条の六十一の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 ［十四～十六　同上］ ［251～274　同上］ （法別表第三の総務省令で定める事務） **第三条**　［同上］ ［2～92　同上］ 93　法別表第三の二十三の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～三　同上］ 94　法別表第三の二十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～三　同上］ 95‖　法別表第三の二十五の項の総務省令で定める事務は、建築基準法第七十七条の六十三第一項の規定により経由される書類の受理、その書類に係る事実についての審査又はその書類の提出に対する応答とする。 96‖～100‖　［同上］

（法別表第五の総務省令で定める事務）

第五条　［略］

［2～91　略］

92　法別表第五第二十九号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

93　法別表第五第三十号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

［削る］

94～98　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第五十一号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第１（第１条関係）	別表第１（第１条関係）
１　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準	１　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準
(1)　（略）	(1)　（略）
(2)　飼料一般の製造の方法の基準	(2)　飼料一般の製造の方法の基準
ア～ヒ　（略）	ア～ヒ　（略）
フ　フィターゼ（その２の(8)）は、豚、鶏、うずら、魚類及び甲殻類を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。	（新設）
(3)・(4)　（略）	(3)・(4)　（略）
(5)　飼料一般の表示の基準	(5)　飼料一般の表示の基準
ア　（略）	ア　（略）
イ　飼料（飼料添加物を含むものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。	イ　飼料（飼料添加物を含むものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。
(ア)～(エ)　（略）	(ア)～(エ)　（略）

（法別表第五の総務省令で定める事務）

第五条　［同上］

［2～91　同上］

92　法別表第五第二十八号の三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　同上］

93　法別表第五第二十九号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　同上］

94　法別表第五第三十号の総務省令で定める事務は、建築基準法第七十七条の六十三第一項の規定により経由される書類の受理、その書類に係る事実についての審査又はその書類の提出に対する応答とする。

95～99　［同上］

㈭　(1)のウに掲げる表、(1)のキの㋐、ケの㋐、コの㋐及びニの㋐、(2)のエからカまで、(2)のキに掲げる表並びに(2)のケ及びサからフまでに対象とする家畜等が定められている飼料にあつては、対象家畜等

㈮～㈷　（略）

㈜　（略）

ウ　（略）

２～６　（略）

別表第２（第２条関係）

１～５　（略）

６　飼料添加物一般の試験法

（略）

⑴～⒀　（略）

⒁　酵素力試験法

①～⑦　（略）

⑧　フィチン酸分解力試験法

（略）

(i)～(iv)　（略）

(v)　第５法

基質溶液の調製

フィチン酸ナトリウム0.98ｇ（0.975～0.984ｇ）を量り、0.25mol／Ｌ酢酸ナトリウム緩衝液（pH5.5）約80mLを加えて溶かし、酢酸でpHを5.5に調整した後、100mLの全量フラスコに入れ、同緩衝液を標線まで加えて100mLとする。

反応停止発色液の調製

モリブデン酸アンモニウム20ｇ（19.5～20.4ｇ）を水180mLに溶かし、アンモニア水２mLを加えた後、水を加えて200mLとし、モリブデン酸アンモニウム試液を調製する。バナジン酸アンモニウム0.47ｇ（0.465～0.474ｇ）に水160mLを加え、水浴中で撹拌しながら約50℃に加温して溶かした後、硝酸（175→500）４mLを加え、室温まで冷却した後、水を加えて200mLとし、バナジン酸アンモニウム試液を調製する。

モリブデン酸アンモニウム試液25mLに、バナジン酸アンモニウム試液25mLを加え、よく振り混ぜ、硝酸（175→500）16.5mLを加えた後、水を加えて100mLとする。反応停止発色液は、用時調製する。

操作法

試料溶液は、各条で規定する方法で調製する。基質溶液２mLを全量ピペットを用いて量り、15mLプラスチック製遠心沈殿管に入れ、37±0.5℃に加温し、５～10分間放置する。この基質溶液に、別に、37±0.5℃に加温し、５～10分間放置した試料溶液１mLを全量ピペットを用いて加え、37±0.5℃で正確に60分間放置する。その後、反応停止発色液２mLを全量ピペットを用いて加え、よくかき混ぜ、室温で20分間放置し、更に2,500×ｇで10分間遠心分離を行い、得られた上澄液を試験反応溶液とする。この溶液につき、水を対照液として波長415nmにおける吸光度OD_Tを測定する。

㈭　(1)のウに掲げる表、(1)のキの㋐、ケの㋐、コの㋐及びニの㋐、(2)のエからカまで、(2)のキに掲げる表並びに(2)のケ及びサからヒまでに対象とする家畜等が定められている飼料にあつては、対象家畜等

㈮～㈷　（略）

㈜　（略）

ウ　（略）

２～６　（略）

別表第２（第２条関係）

１～５　（略）

６　飼料添加物一般の試験法

（略）

⑴～⒀　（略）

⒁　酵素力試験法

①～⑦　（略）

⑧　フィチン酸分解力試験法

（略）

(i)～(iv)　（略）

（新設）

別に、基質溶液２mLを全量ピペットを用いて量り、15mLプラスチック製遠心沈殿管に入れ、これに反応停止発色液２mLを全量ピペットを用いて加え、かき混ぜた後、試料溶液１mLを全量ピペットを用いて加え、よくかき混ぜ、室温で20分間放置し、更に2,500×ｇで10分間遠心分離を行い、得られた上澄液を試験対照溶液とする。この溶液につき、水を対照液として波長415nmにおける吸光度OD_Bを測定する。

１ｇ中のフィチン酸分解力単位

$$=(OD_T-OD_B)\times F\times V\times\frac{1}{60}\times\frac{1}{W}\times Z$$

Ｆ：検量線から求めた吸光度差１に対応するリン酸イオン濃度（μmol／mL）

Ｖ：試料溶液の定容量（mL）

Ｗ：試料採取量（ｇ）

Ｚ：希釈倍率

検量線の作成

105℃で２時間乾燥させた後、デシケーターで保存したリン酸二水素カリウム0.098ｇ（0.0975～0.0984ｇ）を量り、0.25mol／Ｌ酢酸ナトリウム緩衝液（pH5.5）を加えて溶かし、100mLの全量フラスコに入れ、更に0.25mol／Ｌ酢酸ナトリウム緩衝液（pH5.5）を標線まで加えて100mLとした後、pH5.5であることを確認し、7.20μmol／mL標準原液を調製する。

標準原液の一定量をそれぞれ試験管に入れ、0.25mol／Ｌ酢酸ナトリウム緩衝液（pH5.5）で正確に1.25倍、2.5倍、５倍及び10倍に希釈し、標準液Ｓ１、Ｓ２、Ｓ３及びＳ４を調製する。

各標準液１mLを全量ピペットを用いて量り、15mLプラスチック製遠心沈殿管に入れ、基質溶液２mL及び反応停止発色液２mLを全量ピペットを用いて加え、よくかき混ぜ、室温で20分間放置し、更に2,500×ｇで10分間遠心分離を行い、得られた上澄液をリン酸標準反応溶液とする。試験反応液と同様に操作法に従い、OD_{S1}、OD_{S2}、OD_{S3}及びOD_{S4}を測定する。別に0.25mol／Ｌ酢酸ナトリウム緩衝液（pH5.5）１mLを全量ピペットを用いて量り、15mLプラスチック製遠心沈殿管に入れ、基質溶液２mL及び反応停止発色液２mLを全量ピペットを用いて加え、よくかき混ぜ、室温で20分間放置し、更に2,500×ｇで10分間遠心分離を行い、得られた上澄液をリン酸標準対照溶液とする。試験反応液と同様に操作法に従い、OD_{SB}を測定する。リン酸イオン濃度を縦軸に、測定したOD_{SB}との吸光度差（$OD_{S1}-OD_{SB}$）、（$OD_{S2}-OD_{SB}$）、（$OD_{S3}-OD_{SB}$）及び（$OD_{S4}-OD_{SB}$）を横軸にとり、検量線を作成する。

⑨～⑫　（略）

⒂～㊴　（略）

７　飼料添加物一般の試験法並びに各飼料添加物の成分規格及び製造方法等の基準に用いる標準品、試薬・試液、容量分析用標準液、標準液、色の比較液、計量器・用器、ろ紙、滅菌法及びベルトラン糖類定量表の規定

⑴　（略）

⑨～⑫　（略）

⒂～㊴　（略）

７　飼料添加物一般の試験法並びに各飼料添加物の成分規格及び製造方法等の基準に用いる標準品、試薬・試液、容量分析用標準液、標準液、色の比較液、計量器・用器、ろ紙、滅菌法及びベルトラン糖類定量表の規定

⑴　（略）

⑵　試薬・試液

（略）

亜鉛（標準試薬）～酢酸試液、６mol／Ｌ　（略）

酢酸試液、１mol／Ｌ　氷酢酸12ｇ（11.5～12.4ｇ）に水を加えて溶かし、200mLとする。

酢酸試液、0.2mol／Ｌ～0.25mol／Ｌ酢酸ナトリウム塩酸混液（pH5.5）　（略）

0.25mol／Ｌ酢酸ナトリウム緩衝液（pH5.5）　酢酸ナトリウム30.02ｇ（30.015～30.024ｇ）に水約900mLを加えて溶かし、氷酢酸1.68mLをマイクロピペットを用いて加え、塩化カルシウム0.147ｇ（0.1465～0.1474ｇ）を加え、更にポリソルベート20試液１mLを全量ピペットを用いて加え、１mol／Ｌ酢酸試液又は１mol／Ｌ水酸化ナトリウム試液を用いてpHを5.5に調整した後、水を加えて1,000mLとする。

酢酸ナトリウム試液～ポリソルベート20　（略）

ポリソルベート20試液　５mLのポリソルベート20に水を加えて溶かし、50mLとする。

ポリソルベート80～レゾルシン　（略）

⑶～⑼　（略）

８　各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準

⑴～⑶　（略）

⑷　フィターゼ

フィターゼ（その１）～フィターゼ（その２の⑺）　（略）

フィターゼ（その２の⑻）

ア　製造用原体

㋐　成分規格

酵素力単位　本品は、酵素力試験を行うとき、１ｇ中に50,000フィチン酸分解力単位以上を含む。

物理的・化学的性質

①　本品は、褐色の液体である。

②　本品の懸濁液（１→100）のpHは、4.0～5.0である。

③　本品は、pH3.5～5.0において最大の酵素活性を有する。

純度試験

①　鉛　本品2.0ｇ（1.95～2.04ｇ）を量り、鉛試験法（原子吸光光度法第１法）により鉛の試験を行うとき、その量は、５μg／ｇ以下でなければならない。

②　ヒ素　フィターゼ（その１）製造用原体の純度試験②を準用する。

③　抗菌活性　フィターゼ（その１）製造用原体の純度試験③を準用する。

強熱残分　5.0％以下（0.5ｇ）

酵素力試験　フィチン酸分解力試験法第５法により試験を行う。

試料溶液の調製　本品0.25ｇを有効数字３桁まで量り、その数値を記録し、0.25mol／Ｌ酢酸ナトリウム緩衝液（pH5.5）を加えて25mLとする。この溶液を試験反応溶液と試験対照溶液の吸光度差が0.4～1.1の範囲になるように同緩衝液で希釈し、試料溶液とする。

⑵　試薬・試液

（略）

亜鉛（標準試薬）～酢酸試液、６mol／Ｌ　（略）

（新設）

酢酸試液、0.2mol／Ｌ～0.25mol／Ｌ酢酸ナトリウム塩酸混液（pH5.5）　（略）

（新設）

酢酸ナトリウム試液～ポリソルベート20　（略）

（新設）

ポリソルベート80～レゾルシン　（略）

⑶～⑼　（略）

８　各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準

⑴～⑶　（略）

⑷　フィターゼ

フィターゼ（その１）～フィターゼ（その２の⑺）　（略）

（新設）

㈠　製造の方法の基準 *Trichoderma reesei*に属する菌株を宿主としたフィターゼ生産組換え体を培養し、培養を終了した後、培養液をろ過し、菌体を除去して製造すること。 ㈡　保存の方法の基準 遮光した密閉容器に保存すること。 ㈢　表示の基準 本品の直接の容器又は直接の被包に、最大の酵素活性を示すpH値（小数点以下第１位まで）を記載すること。 イ　製剤（その１） ㈠　成分規格 本品は、フィターゼ（その２の⑻）製造用原体を噴霧乾燥し、必要に応じて小麦粉及び植物油を混和、又は、フィターゼ（その２の⑻）製造用原体に小麦粉、植物油、抗酸化剤及びプロピオン酸を加え、顆粒化した後、乾燥させた小片、粉末又は粒子である。 酵素力単位　本品は、酵素力試験を行うとき、表示フィチン酸分解力単位の85～170％を含む。 酵素力試験　フィチン酸分解力試験法第５法により試験を行う。 試料溶液の調製　本品0.5ｇを有効数字３桁まで量り、その数値を記録し、0.25mol／Ｌ酢酸ナトリウム緩衝液（pH5.5）を加え、室温で20分間撹拌した後、同緩衝液を加えて50mLとする。この溶液を試験反応溶液と試験対照溶液の吸光度差が0.4～1.1の範囲になるように同緩衝液で希釈し、試料溶液とする。 ㈡　保存の方法の基準 フィターゼ（その２の⑻）製造用原体の保存の方法の基準を準用する。 ㈢　表示の基準 フィターゼ（その２の⑻）製造用原体の表示の基準を準用する。 ウ　製剤（その２　液状） ㈠　成分規格 本品は、フィターゼ（その２の⑻）製造用原体に、安息香酸ナトリウム、クエン酸三ナトリウム、ソルビトール及び硫酸ナトリウムを加え、精製水で希釈した水溶性液状物である。 酵素力単位　本品は、酵素力試験を行うとき、表示フィチン酸分解力単位の85～170％を含む。 酵素力試験　フィチン酸分解力試験法第５法により試験を行う。 試料溶液の調製　フィターゼ（その２の⑻）製造用原体の酵素力試験を準用する。 ㈡　保存の方法の基準 フィターゼ（その２の⑻）製造用原体の保存の方法の基準を準用する。 ㈢　表示の基準 フィターゼ（その２の⑻）製造用原体の表示の基準を準用する。 (145)～(166)　（略）	(145)～(166)　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第五十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百十九条第二項の規定に基づき、漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	
別表第八（第五十九条、第九十七条関係）	
港内又は海域	転載に係る制限
中西部太平洋条約海域、東部太平洋条約海域、インド洋協定海域又は大西洋条約海域に沿う日本国外の港の港内	一～三　（略）
インド洋協定海域に沿う日本国外の港の港内	インド洋協定海域において採捕したあおざめ及びばけあおざめを転載しないこと。
大西洋条約海域に沿う日本国外の港の港内	一・二　（略）
中西部太平洋条約海域（キリバス、クック及びフランス領ポリネシアの排他的経済水域によって囲まれた海域から成る海域を除く。下欄において同じ。）、東部太平洋条約海域、インド洋協定海域又は大西洋条約海域	一～四　（略）
インド洋協定海域	インド洋協定海域において採捕したあおざめ及びばけあおざめを転載しないこと。
大西洋条約海域	一・二　（略）

改正前	
別表第八（第五十九条、第九十七条関係）	
港内又は海域	転載に係る制限
中西部太平洋条約海域、東部太平洋条約海域、インド洋協定海域又は大西洋条約海域に沿う日本国外の港の港内	一～三　（略）
（新設）	（新設）
大西洋条約海域に沿う日本国外の港の港内	一・二　（略）
中西部太平洋条約海域（キリバス、クック及びフランス領ポリネシアの排他的経済水域によって囲まれた海域から成る海域を除く。下欄において同じ。）、東部太平洋条約海域、インド洋協定海域又は大西洋条約海域	一～四　（略）
（新設）	（新設）
大西洋条約海域	一・二　（略）

附　則

この省令は、令和八年一月一日から施行する。

○国土交通省令第百十六号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十九条の三第一項及び第三項第四号（これらの規定を同法第九十九条の五第二項において準用する場合を含む。）、第九十九条の六第一項及び第三項、第九十九条の七第二項、第九十九条の八、第九十九条の九第二項第三号及び第四号、第九十九条の十二、第九十九条の十四第二項並びに第百三十七条の四の規定に基づき、航空法に基づく登録訓練機関に関する省令を次のように定める。

令和七年十二月一日

国土交通大臣　金子　恭之

航空法に基づく登録訓練機関に関する省令

（趣旨）

第一条　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号。以下「法」という。）第九十九条の二の規定による登録訓練機関の登録に関しては、この省令の定めるところによる。

（用語）

第二条　この省令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（登録の手続）

第三条　法第九十九条の二の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その者が訓練事務を行おうとする主たる事務所の所在地を管轄区域とする地方航空局長（以下「管轄地方航空局長」という。）に提出しなければならない。

一　登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　登録を受けようとする者が法第九十九条の二に規定する訓練（以下「訓練」という。）を行おうとする事務所の名称及び所在地

三　登録を受けようとする者が訓練を開始する日

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる書類

イ　定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ　役員の氏名及び経歴を記載した書類

二　登録を受けようとする者が個人である場合には、住民票の写し又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の写し及び履歴書

三　訓練の用に供する施設、設備又は教材が法第九十九条の三第一項第一号イからハまでに掲げる要件のいずれにも適合することを証する書類

四　訓練を担当させる講師が法第九十九条の三第一項第二号イからハまでに掲げる要件のいずれにも適合する者であることを証する書類

五　訓練を担当させる講師の氏名、担当科目及び専任又は兼任の別を記載した書類

六　登録を受けようとする者が法第九十九条の三第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

３　登録訓練機関は、前項各号に掲げる書類の記載事項（第六条の規定により届け出なければならない事項を除く。）に変更があったときは、遅滞なく、その旨及び当該変更後の当該書類を、当該登録訓練機関の管轄地方航空局長に届け出なければならない。

（講師の要件）

第四条　法第九十九条の三第一項第二号ハの国土交通省令で定める期間は、三年とする。

２　法第九十九条の三第一項第二号ハの国土交通省令で定める航空機は、飛行機又は回転翼航空機とする。

３　法第九十九条の三第一項第二号ハの国土交通省令で定める回数は、二回とする。

（登録訓練機関登録簿の記載事項）

第五条　法第九十九条の三第三項第四号の国土交通省令で定める事項は、登録訓練機関における訓練の開始日とする。

（役員の選任の届出等）

第六条　登録訓練機関は、役員を選任したときは、その日から二週間以内に、選任した役員の氏名を記載した届出書にその者の経歴を記載した書類を添えて、当該登録訓練機関の管轄地方航空局長に届け出なければならない。

２　登録訓練機関は、役員を解任したときは、その日から二週間以内に、その旨並びにその理由及び年月日を当該登録訓練機関の管轄地方航空局長に届け出なければならない。

（登録事項の変更の届出）

第七条　登録訓練機関は、法第九十九条の四の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を当該登録訓練機関の管轄地方航空局長に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項

二　変更しようとする日

三　変更の理由

２　前項の届出書には、変更に係る事項を証する書類を添付しなければならない。

（登録の更新）

第八条　法第九十九条の五第一項の規定による登録の更新を受けようとする者は、当該登録の有効期間が満了する日の三月前までに登録更新申請書を管轄地方航空局長に提出しなければならない。

２　第三条（第一項第三号を除く。）、第四条及び第五条の規定は、法第九十九条の五第一項の登録の更新について準用する。この場合において、第三条第一項中「法第九十九条の二」とあるのは「法第九十九条の五第二項において準用する法第九十九条の二」と、同条第二項第三号中「法第九十九条の三第一項第一号イからハまで」とあるのは「法第九十九条の五第二項において準用する法第九十九条の三第一項第一号イからハまで」と、同項第四号中「法第九十九条の三第一項第二号イからハまで」とあるのは「法第九十九条の五第二項において準用する法第九十九条の三第一項第二号イからハまで」と、同項第六号中「法第九十九条の三第二項各号」とあるのは「法第九十九条の五第二項において準用する法第九十九条の三第二項各号」と、第四条中「法第九十九条の三第一項第二号ハ」とあるのは「法第九十九条の五第二項において準用する法第九十九条の三第一項第二号ハ」と、第五条中「法第九十九条の三第三項第四号」とあるのは「法第九十九条の五第二項において準用する法第九十九条の三第三項第四号」と読み替えるものとする。

（訓練事務の実施基準）

第九条　法第九十九条の六第一項の国土交通省令で定める時間数は、三時間とする。

２　法第九十九条の六第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　航空機の航行中に管理技能を確実に活用し、及び発揮することができるようにするために必要な知識及び技能を習得させるための課程を設置するものであって、必要履修科目の教育の内容及び方法が、それぞれ国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものであること。

二　次に掲げる要件に適合する者（以下「登録訓練機関管理者」という。）が、訓練事務を管理すること。

イ　二十五歳以上の者であること。

ロ　過去二年間に訓練事務に関し不正な行為を行った者又は法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者でないこと。

ハ　訓練事務を適正に管理できると認められる者であること。

ニ　訓練について必要な知識及び経験を有する者であること。

三　登録訓練機関を運営するに十分な人数の登録訓練機関管理者、講師その他の職員が当該登録訓練機関に置かれていること。

四　登録訓練機関管理者及び講師の知識及び能力の維持のため、当該登録訓練機関管理者及び講師に対し、国土交通大臣が告示で定める基準に適合する研修を受講させること。

五　登録訓練機関管理者であって登録訓練機関が選任した者が、当該登録訓練機関における訓練が適切に行われていることを定期的に確認すること。

３　法第九十九条の六第三項の規定による報告は、修了証明書を交付した日から二週間以内に行わなければならない。

４　法第九十九条の六第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　修了証明書の交付の年月日及び番号

二　修了証明書の交付を受けた者が操縦技能証明を有する場合にあっては、当該操縦技能証明の資格、限定及び番号

三　修了証明書の交付を受けた者が操縦技能証明を有していない場合にあっては、当該修了証明書の交付を受けた者の生年月日及び住所

（訓練事務規程の記載事項）

第十条　法第九十九条の七第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　訓練の受講の申請に関する事項

二　登録訓練機関における訓練の料金、その算出根拠及び収納の方法に関する事項

三　登録訓練機関における訓練の日程、公示方法その他登録訓練機関における訓練の実施の方法に関する事項

四　訓練に必要な教材の名称及び著作者

五　登録訓練機関における訓練の修了証明書の交付及び再交付に関する事項

六　登録訓練機関管理者の氏名及び経歴

七　訓練事務に関する秘密の保持に関する事項

八　訓練事務に関する公正の確保に関する事項

九　不正な受講者の処分に関する事項

十　その他訓練事務に関し必要な事項

（帳簿の記載等）

第十一条　法第九十九条の八の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　登録訓練機関における訓練の料金の収納に関する事項

二　登録訓練機関における訓練の受講の申請の受理に関する事項

三　登録訓練機関における訓練の修了証明書の交付及び再交付に関する事項

四　その他登録訓練機関における訓練の実施状況に関する事項

２　登録訓練機関は、法第九十九条の八の帳簿並びに登録訓練機関における訓練の受講申請書及びその添付書類又はこれらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を備え、登録訓練機関における訓練を終了した日から三年間これらを保存しなければならない。

（財務諸表等の表示の方法）

第十二条　法第九十九条の九第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法）

第十三条　法第九十九条の九第二項第四号の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録訓練機関が定めるものとする。

一　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

２　前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

（訓練事務の休廃止の届出）

第十四条　登録訓練機関は、法第九十九条の十二の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を当該登録訓練機関の管轄地方航空局長に提出しなければならない。

一　休止又は廃止しようとする訓練事務に関する業務の範囲

二　休止又は廃止しようとする日

三　休止しようとする場合にあっては、その期間

四　休止又は廃止の理由

（帳簿等の提出）

第十五条　登録訓練機関は、法第九十九条の十二の規定により訓練事務を休止し、又は廃止した場合その他当該事務を行わないこととなった場合は、遅滞なく、法第九十九条の八の帳簿並びに登録訓練機関における訓練の受講申請書及びその添付書類又はこれらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を当該登録訓練機関の管轄地方航空局長に提出しなければならない。

（登録訓練機関の訓練事務等の国土交通大臣への引継ぎ）

第十六条　国土交通大臣は、法第九十九条の十四第一項の規定により訓練事務の全部又は一部を行うこととするときは、当該訓練事務を開始する日をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

２　登録訓練機関は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める日前に受け付けた申請に係る訓練（第一号又は第三号に掲げる場合において、訓練に関する業務の一部を休止し、若しくは廃止し、又は停止するときは、当該休止若しくは廃止又は停止に係るものに限る。）を同日前に開始していないときは、当該申請に係る申請書及びその添付書類（これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）（申請者からの申出があった場合に限る。）並びに料金を、速やかに申請者に返還しなければならない。

一　法第九十九条の十二の届出をして訓練事務に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する場合　当該業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する日

二　法第九十九条の十三の規定により登録を取り消された場合　当該登録を取り消された日

三　法第九十九条の十三の規定により期間を定めて訓練事務に関する業務の全部又は一部の停止を命ぜられた場合　当該定められた期間の初日

四　第一号又は前号に掲げる場合のほか、法第九十九条の十四第一項の規定により国土交通大臣が訓練事務を行うこととなった場合　前項の当該訓練事務を開始する日

３　登録訓練機関は、前項各号に掲げる場合に該当し、国土交通大臣が法第九十九条の十四第一項の規定により訓練事務に関する業務の全部又は一部を行う場合には、速やかに訓練事務の実施のために必要な書類（前項第一号又は第三号に掲げる場合において、当該業務の一部を休止し、若しくは廃止し、又は停止するときは、当該休止若しくは廃止又は停止に係るものに限る。）（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を国土交通大臣に提出しなければならない。

（国土交通大臣の訓練事務等の登録訓練機関への引継ぎ）

第十七条　国土交通大臣は、法第九十九条の十四第一項の規定により行っている訓練事務の全部又は一部を行わないものとする場合には、当該訓練事務を終止する日をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

２　国土交通大臣は、前項に規定する場合には、同項の当該訓練事務を終止する日以後において、当該訓練事務の実施のために必要な書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を当該訓練事務を実施する登録訓練機関に送付するものとする。

附　則

この省令は、航空法等の一部を改正する法律（令和七年法律第五十五号）の施行の日（令和七年十二月一日）から施行する。

○国土交通省令第百十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三十五条第三項第六号（同法第五十条の二の四の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第五十条第一項並びに住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第三十九条の規定に基づき、宅地建物取引業法施行規則及び国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月一日　　国土交通大臣　金子　恭之

宅地建物取引業法施行規則及び国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令

（宅地建物取引業法施行規則の一部改正）

第一条　宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第三十五条第三項第六号の国土交通省令で定める事項） **第十六条の四の六**　法第三十五条第三項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一～八　（略） 九‖　当該信託財産である一棟の建物及びその敷地の管理者等が当該信託財産である一棟の建物及びその敷地に係る管理組合から委託を受けて管理事務を行うマンション管理業者である場合にあつては、その旨 十‖　（略） （法第五十条の二の四の規定により読み替えて適用される法第三十五条第三項第六号の国土交通省令で定める事項） **第十九条の二の五**　法第五十条の二の四の規定により読み替えて適用される法第三十五条第三項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一～八　（略） 九‖　当該信託財産である一棟の建物及びその敷地の管理者等が当該信託財産である一棟の建物及びその敷地に係る管理組合から委託を受けて管理事務を行うマンション管理業者である場合にあつては、その旨 十‖　（略）	（法第三十五条第三項第六号の国土交通省令で定める事項） **第十六条の四の六**　法第三十五条第三項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一～八　（略） （新設） 九‖　（略） （法第五十条の二の四の規定により読み替えて適用される法第三十五条第三項第六号の国土交通省令で定める事項） **第十九条の二の五**　法第五十条の二の四の規定により読み替えて適用される法第三十五条第三項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一～八　（略） （新設） 九‖　（略）

様式第九号（第十九条関係）

別記様式第九号を次のように改める。

標　　識

宅地建物取引業者票	
免許証番号	国土交通大臣 知事　（　　）第　　号
免許有効期間	年　　月　　日から 年　　月　　日まで
商号又は名称	
代表者氏名	
この事務所の代表者氏名	
この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数	（宅地建物取引業に従事する者の数　　人）
主たる事務所の所在地	電話番号（　　）

25cm以上

35cm以上

備　考

本標識中、「この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数」欄の「宅地建物取引業に従事する者の数」は、「この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数」について変更があった場合のみ、変更すること。

別記様式第二十七号を次のように改める。

様式第二十七号（第十九条関係）

標　識

宅地建物取引業者票	
届出番号	第　号
届出年月日	年　月　日
商号	
代表者氏名	
この事務所の代表者氏名	
この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数	（宅地建物取引業に従事する者の数　人）
主たる事務所の所在地	電話番号（　）　－
当社は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第１条第１項の信託業務の範囲内で宅地建物取引業を営んでおります。	

25cm以上

35cm以上

備　考

１　本標識中、「届出番号」の欄には宅地建物取引業法施行令第９条第３項の規定による届出に係る番号を、「届出年月日」の欄には宅地建物取引業法施行令第９条第３項の規定による届出をした日を記載すること。

２　本標識中、「この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数」欄の「宅地建物取引業に従事する者の数」は、「この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数」について変更があった場合のみ、変更すること。

（国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の一部改正）

第二条　国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則（平成二十九年国土交通省令第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十号様式を次のように改める。

第十号様式（第二十条関係）

標　識

住宅宿泊管理業者登録票	
登録番号	国土交通大臣（　）第　号
登録年月日	年　月　日
登録の有効期間	年　月　日から　年　月　日まで
商号、名称又は氏名	
主たる営業所又は事務所の所在地	電話番号　（　）

25cm以上

35cm以上

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第一条中宅地建物取引業法施行規則別記様式第九号及び別記様式第二十七号並びに第二条の改正規定は、公布の日から施行する。

法規的告示

○厚生労働省告示第三百九号

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるＣ型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（平成二十年法律第二号）第十六条の規定に基づき、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるＣ型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法第十六条の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十一年厚生労働省告示第二百六十号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年十二月一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（製造業者等の費用負担の割合）	（製造業者等の費用負担の割合）
第二条　法第十七条第二項の規定により製造業者等が納付すべき拠出金の基準額は、次の表の上欄に掲げる製造業者等につき、それぞれ同表の中欄に掲げる者の区分に応じて、給付金等（法第三条の給付金又は法第七条の追加給付金をいう。以下同じ。）の支給に要する費用に相当する額に同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、同一の者が同表の中欄に掲げる二以上の者の区分に該当する場合（同表の上欄に掲げる製造業者等が二ある場合を除く。）においては、同項の規定により製造業者等が納付すべき拠出金の基準額は、当該同一の者に対する給付金等の支給に要する費用に相当する額を限度とする。	**第二条**　法第十七条第二項の規定により製造業者等が納付すべき拠出金の基準額は、次の表の上欄に掲げる製造業者等につき、それぞれ同表の中欄に掲げる者の区分に応じて、給付金等（法第三条の給付金又は法第七条の追加給付金をいう。以下同じ。）の支給に要する費用に相当する額に同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、同一の者が同表の中欄に掲げる二以上の者の区分に該当する場合（同表の上欄に掲げる製造業者等が二ある場合を除く。）においては、同項の規定により製造業者等が納付すべき拠出金の基準額は、当該同一の者に対する給付金等の支給に要する費用に相当する額を限度とする。
田辺ファーマ株式会社　（略）　（略） （略）　（略） 武田薬品工業株式会社　（略）　（略）	田辺ファーマ株式会社　（略）　（略） （略）　（略） 武田薬品工業株式会社　（略）　（略）
第三条　同一の者が前条の表の中欄に掲げる二以上の者の区分に該当する場合（同表の上欄に掲げる製造業者等が二ある場合に限る。）において、法第十七条第二項の規定によりそれぞれの製造業者等が納付すべき拠出金の基準額は、前条の規定にかかわらず、当該同一の者に対する給付金等の支給に要する費用に相当する額に十分の五を乗じて得た額とする。この場合において、当該同一の者が特定期間特定Ｃ型肝炎ウイルス感染者のみに該当するときは、次の各号に掲げる製造業者等ごとに、当該同一の者に対する給付金等の支給に要する費用に相当する額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 一　田辺ファーマ株式会社　三分の一 二　武田薬品工業株式会社　十分の五	**第三条**　同一の者が前条の表の中欄に掲げる二以上の者の区分に該当する場合（同表の上欄に掲げる製造業者等が二ある場合に限る。）において、法第十七条第二項の規定によりそれぞれの製造業者等が納付すべき拠出金の基準額は、前条の規定にかかわらず、当該同一の者に対する給付金等の支給に要する費用に相当する額に十分の五を乗じて得た額とする。この場合において、当該同一の者が特定期間特定Ｃ型肝炎ウイルス感染者のみに該当するときは、次の各号に掲げる製造業者等ごとに、当該同一の者に対する給付金等の支給に要する費用に相当する額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 一　田辺三菱製薬株式会社　三分の一 二　日本製薬株式会社　十分の五
第五条　次の各号に掲げる製造業者等は、前三条の規定による額のほか、給付金支給等業務に要する費用について、法第十七条第一項の規定による機構からの拠出金の拠出の求めに応じて、それぞれ当該各号に定める額を、同条第二項の拠出金として機構に納付するものとする。 一　田辺ファーマ株式会社　五十一億八千六百七十二万五千円 二　武田薬品工業株式会社　一億五千五百七十七万五千円	**第五条**　次の各号に掲げる製造業者等は、前三条の規定による額のほか、給付金支給等業務に要する費用について、法第十七条第一項の規定による機構からの拠出金の拠出の求めに応じて、それぞれ当該各号に定める額を、同条第二項の拠出金として機構に納付するものとする。 一　田辺三菱製薬株式会社　五十一億八千六百七十二万五千円 二　日本製薬株式会社　一億五千五百七十七万五千円

○農林水産省告示第千八百十二号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十六条第一項の規定に基づき、飼料の公定規格（昭和五十一年農林省告示第七百五十六号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年十二月一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
備考 １・２　（略） ３　１の成分量並びに２の成分量及び値は、次のとおりとする。 第１章　（略） 第２章　アミノ酸及び非フィチン態りんの成分量並びに可消化養分総量等の値の計算方法 １　（略） ２　配合飼料の非フィチン態りんの成分量 （略） ３・４　（略）	備考 １・２　（略） ３　１の成分量並びに２の成分量及び値は、次のとおりとする。 第１章　（略） 第２章　アミノ酸及び非フィチン態りんの成分量並びに可消化養分総量等の値の計算方法 １　（略） ２　配合飼料の非フィチン態りんの成分量 （略） ３・４　（略）

フィターゼの種類	算出方法
（略）	（略）
同（144） フィターゼ（その２の(7)）	（略）
同（144） フィターゼ（その２の(8)）	飼料１kg当たり164フィチン酸分解力単位を添加した場合 0.10

フィターゼの種類	算出方法
（略）	（略）
同（144） フィターゼ（その２の(7)）	（略）
（新設）	（新設）

○国土交通省告示第千三十八号

航空法に基づく登録訓練機関に関する省令（令和七年国土交通省令第百十六号）第九条第二項第一号及び第四号の規定に基づき、登録訓練機関の教育の内容の基準等を定める告示を次のように定める。

令和七年十二月一日　国土交通大臣　金子　恭之

登録訓練機関の教育の内容の基準等を定める告示

（必要履修科目の教育の内容及び方法）

第一条　航空法に基づく登録訓練機関に関する省令（令和七年国土交通省令第百十六号。以下「登録訓練機関省令」という。）第九条第二項第一号の告示で定める必要履修科目の教育の内容の基準は、次の表に掲げるとおりとする。

必要履修科目	必要履修科目の履修方法	必要履修科目の時間数
１　訓練実施の意義 ２　ヒューマンファクターの概要 ３　技能発揮訓練の概要	講義及び演習	三時間以上

２　登録訓練機関省令第九条第二項第一号の告示で定める教育の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　講師一人につき同時に訓練を受ける者の数が二十人以下であること。

二　オンラインで訓練を行う場合は、当該訓練が別表第一で定める基準に適合するものであること。

（登録訓練機関管理者及び講師に対する研修）

第二条　登録訓練機関省令第九条第二項第四号の告示で定める登録訓練機関管理者に対する研修の基準は、別表第二のとおりとする。

２　登録訓練機関省令第九条第二項第四号の告示で定める講師に対する研修の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　登録訓練機関の講師になろうとする者又は当該講師に係る研修を受けた後三年を経過する者が、当該登録訓練機関において受けなければならない研修の内容の基準は、次のイからハまでに掲げるものであること。

イ　研修科目が次に掲げるものであること。

(1)　講師の服務及び心得

(2)　技能発揮訓練に関する知識

(3)　訓練の指導方法

ロ　研修方法が講義及び演習であること。

ハ　時間数が三時間以上であること。

二　講師に対する研修が、講師に必要となる知識及び能力を十分に有し、研修を適切かつ確実に行うことができるものと認められる者により行われるものであること。

三　登録訓練機関が研修の基準に変更が生じた場合その他の臨時に研修の実施が必要と認める場合においては、講師に対する研修を受けさせること。

別表第一　オンライン訓練の実施基準

一　訓練内容	第一条第一項の表に定める必要履修科目の範囲を満たす訓練内容であること。
二　訓練時間数（教材の閲覧及び視聴等）	受講者が受講した事実並びに教材の閲覧及び視聴等による訓練時間が第一条第一項の表に定める必要履修科目の訓練時間数以上であることを、次に掲げる方法により確認すること。 イ　受講者を一箇所に集合させず、ビデオ会議ツール等を用い、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら講義及び演習をする方法 ロ　使用されている映像教材又はウェブサイト動画等について、動画の再生記録やパーソナルコンピューターの操作記録等に基づき受講状況を確認する方法 ハ　イ及びロに掲げるもののほか、訓練時間について合理的に証明することができる方法
三　質疑応答	受講者からの質問を受け、回答できる体制を整えること。

別表第二　登録訓練機関管理者に対する研修の内容及び方法の基準

内容		方法
登録訓練機関の運営の方針に関する事項	一　基本的な方針に関する事項 二　関係法令及び訓練事務規程その他の訓練事務の実施基準の遵守に関する事項 三　取組に関する事項	講義
訓練事務の実施及びその管理の体制に関する事項	一　組織体制に関する事項 二　経営の責任者による訓練事務に係る責務に関する事項 三　登録訓練機関管理者の権限及び責務に関する事項	
訓練事務の実施及びその管理の方法に関する事項	一　情報の伝達及び共有に関する事項 二　講師の研修に関する事項 三　訓練に係る文書の整備及び管理に関する事項 四　訓練事務の実施及びその管理の改善に関する事項	

附　則

この告示は、航空法等の一部を改正する法律（令和七年法律第五十五号）の施行の日（令和七年十二月一日）から施行する。

その他告示

○農林水産省告示第千八百十三号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第五条第一項の規定に基づく品種登録出願及び同法第二十一条の二第一項の規定に基づく届出を受理したので、同法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年十二月一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

Ⅰ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類並びに出願品種の名称

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日
Calibrachoa Cerv.	SAKCAL120	株式会社サカタのタネ 神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号	第38162号 令和７年８月21日
Celosia L.	SAKCEL004	〃	第38164号 令和７年８月21日
Flammulina velutipes (Fr.) Sing.	チクマッシュTY-7	株式会社千曲化成 長野県千曲市大字内川1101番地	第38128号 令和７年８月１日
Fragaria L.	Plared 15107	PLANTAS DE NAVARRA S.A. Ctra. San Adrian, Km 1, 31514 Valtierra (Navarra), Spain	第38098号 令和７年６月30日
〃	AK64-1	北菱電興株式会社 石川県金沢市古府３丁目12番地 株式会社大雅 岐阜県山県市出戸243番地	第38103号 令和７年７月７日
Gomphrena L.	SAKGOM011	株式会社サカタのタネ 神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号	第38163号 令和７年８月21日
Kalanchoe blossfeldiana Poelln.	Dokalcru	Dummen Group B.V. Oudecampsweg 35C, 2678NN De Lier, The Netherlands	第38122号 令和７年７月26日
Lactuca sativa L.	TLE624	タキイ種苗株式会社 京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地	第38140号 令和７年８月12日
Lentinula edodes (Berk.) Pegler	近江23号（おうみ ごう）	近江しいたけ株式会社 滋賀県米原市朝妻筑摩2422番地	第38173号 令和７年８月27日
〃	H252LE	株式会社北研 栃木県下都賀郡壬生町中央町13番１号	第38175号 令和７年８月29日
Limonium Mill.	DASAFCLCBL	Danziger Dan Flower Farm Moshav Mishmar Hashiva, 5029700, Israel	第38136号 令和７年８月７日

Lobularia Desv.	JPICIKNIGT	株式会社ハクサン 愛知県日進市岩藤町三番割321番地１	第38172号 令和７年８月27日
Ocimum tenuiflorum L.	紫紅の虹	渡邊高志 熊本県熊本市西区花園７丁目59―10	第37955号 令和７年３月28日
Oryza sativa L.	東北244号	宮城県 宮城県仙台市青葉区本町三丁目８番１号	第38131号 令和７年８月６日
x Petchoa J. M. H. Shaw	SAKPXC041	株式会社サカタのタネ 神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号	第38158号 令和７年８月21日
〃	SAKPXC042	〃	第38159号 令和７年８月21日
〃	SAKPXC043	〃	第38160号 令和７年８月21日
〃	SAKPXC044	〃	第38161号 令和７年８月21日
Sedum makinoi Maxim.	マスカットムーン	田中健 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄212番地	第38113号 令和７年７月22日
Silene L.	ホワイトベル	東印園芸有限会社 長野県上高井郡小布施町押羽465	第38045号 令和７年５月22日
〃	ロゼベル	〃	第38046号 令和７年５月22日
Triticum aestivum L.	芽系21001	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１ 日清製粉株式会社 東京都千代田区神田錦町一丁目25番地 株式会社日清製粉ウェルナ 東京都千代田区神田錦町一丁目25番地	第38105号 令和７年７月11日
Vaccinium L.	Ridley7301	Mountain Blue Orchards Pty Ltd 1372A Bruxner Highway, Lindendale, New South Wales, 2480, Australia	第38060号 令和７年５月29日
〃	Ridley 2503	〃	第38061号 令和７年５月29日
〃	Ridley 1702	〃	第38062号 令和７年５月29日
Yucca rostrata Engelm. ex Trel.	TO-アイボリー-トウショウ	井上統祥 福岡県北九州市八幡西区市瀬一丁目10番27号 井上一郎 福岡県中間市通谷６―31―22	第37580号 令和６年８月23日

Ⅱ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定国	輸出する行為を制限する旨
Calibrachoa Cerv.	SAKCAL120	株式会社サカタのタネ 神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号	第38162号 令和７年８月21日	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。
Celosia L.	SAKCEL004	〃	第38164号 令和７年８月21日	〃	〃
Flammulina velutipes (Fr.) Sing.	チクマッシュTY-7	株式会社千曲化成 長野県千曲市大字内川1101番地	第38128号 令和７年８月１日	〃	〃
Fragaria L.	AK64-1	北菱電興株式会社 石川県金沢市古府３丁目12番地 株式会社大雅 岐阜県山県市出戸243番地	第38103号 令和７年７月７日	〃	〃

Gomphrena L.	SAKGOM011	株式会社サカタのタネ 神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号	第38163号 令和７年８月21日	〃	〃
Lactuca sativa L.	TLE624	タキイ種苗株式会社 京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地	第38140号 令和７年８月12日	〃	〃
Lentinula edodes (Berk.) Pegler	H252LE	株式会社北研 栃木県下都賀郡壬生町中央町13番１号	第38175号 令和７年８月29日	〃	〃
x Petchoa J. M. H. Shaw	SAKPXC041	株式会社サカタのタネ 神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号	第38158号 令和７年８月21日	〃	〃
〃	SAKPXC042	〃	第38159号 令和７年８月21日	〃	〃
〃	SAKPXC043	〃	第38160号 令和７年８月21日	〃	〃
〃	SAKPXC044	〃	第38161号 令和７年８月21日	〃	〃
Triticum aestivum L.	芽系（めけい）21001	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１ 日清製粉株式会社 東京都千代田区神田錦町一丁目25番地 株式会社日清製粉ウェルナ 東京都千代田区神田錦町一丁目25番地	第38105号 令和７年７月11日	〃	〃

告　示　等

告示事項

組換えＤＮＡ技術応用飼料添加物の安全性に関する確認を受けた飼料添加物について（公表）

次に掲げる組換えＤＮＡ技術応用飼料添加物については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第２の２の規定に基づき組換えＤＮＡ技術応用飼料添加物の安全性に関する確認を行ったので、組換えＤＮＡ技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続（平成14年11月26日農林水産省告示第1780号）第４条の規定に基づき公表する。

令和７年12月１日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

品　種	名　称	申　請　者
フィターゼ	*Trichoderma reesei* RF8694　株を利用して生産されたフィターゼ	AB Agri Limited.

基本測量関係事項公告

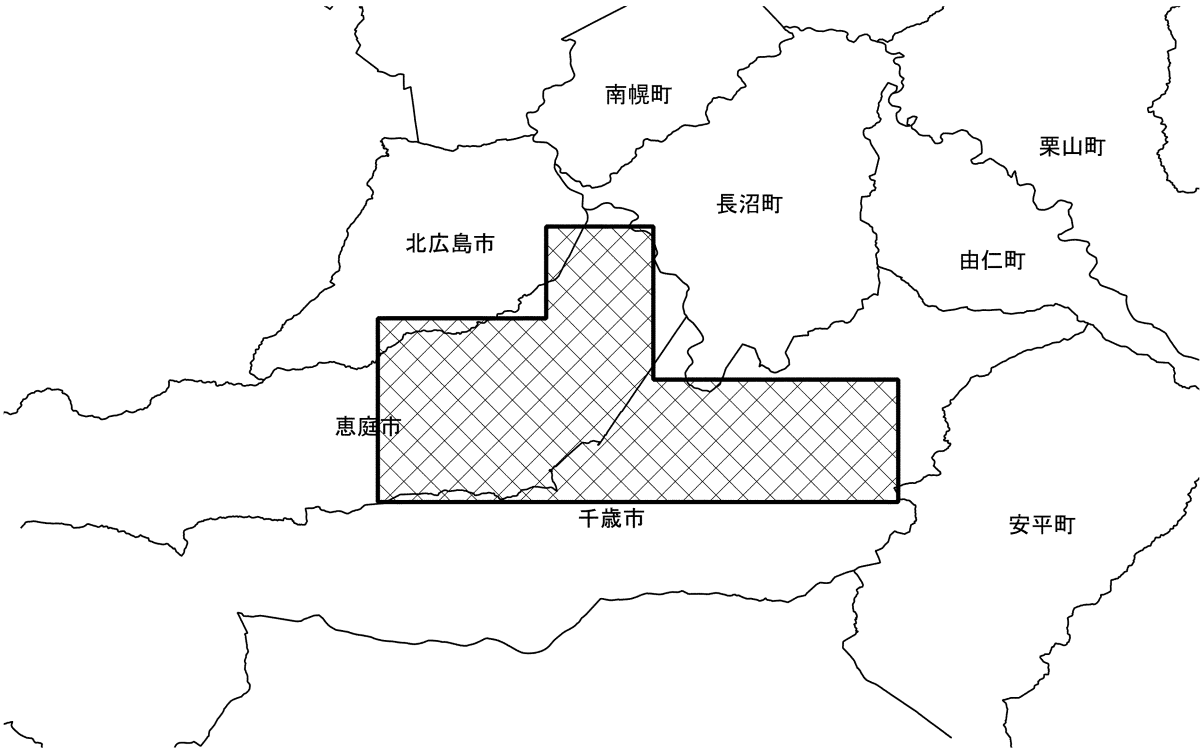
基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年12月１日　　国土交通大臣　金子　恭之

種　類	地上画素寸法	実施時期	区域 整理番号	区域 地区(地方)	撮影	摘要
数値空中写真	20cm	令和６年	ＣＨＯ―2024―３	恵庭	デジタル	239枚
〃	〃	〃	ＣＫＴ―2024―２	越谷	〃	369枚
〃	〃	〃	ＣＫＴ―2024―３	三郷	〃	234枚
〃	〃	〃	ＣＫＴ―2024―４	川越	〃	389枚
〃	〃	〃	ＣＫＴ―2024―15	牛久	〃	224枚
〃	〃	令和７年	ＣＫＴ―2024―17	習島	〃	92枚
〃	〃	〃	ＣＫＴ―2024―18	嫁島	〃	16枚
〃	〃	〃	ＣＫＴ―2024―19	父島列島	〃	144枚
〃	〃	〃	ＣＫＴ―2024―20	母島列島	〃	220枚
〃	〃	〃	ＣＫＴ―2024―21	北硫黄島	〃	26枚
〃	〃	〃	ＣＫＴ―2024―22	南硫黄島	〃	37枚
〃	〃	令和６年	ＣＣＢ―2024―15	南牧	〃	281枚
〃	〃	〃	ＣＣＢ―2024―16	敦賀	〃	123枚
〃	〃	〃	ＣＣＢ―2024―18	清里	〃	245枚
〃	11cm	令和７年	ＣＫＫ―2025―３	大阪万博	〃	45枚

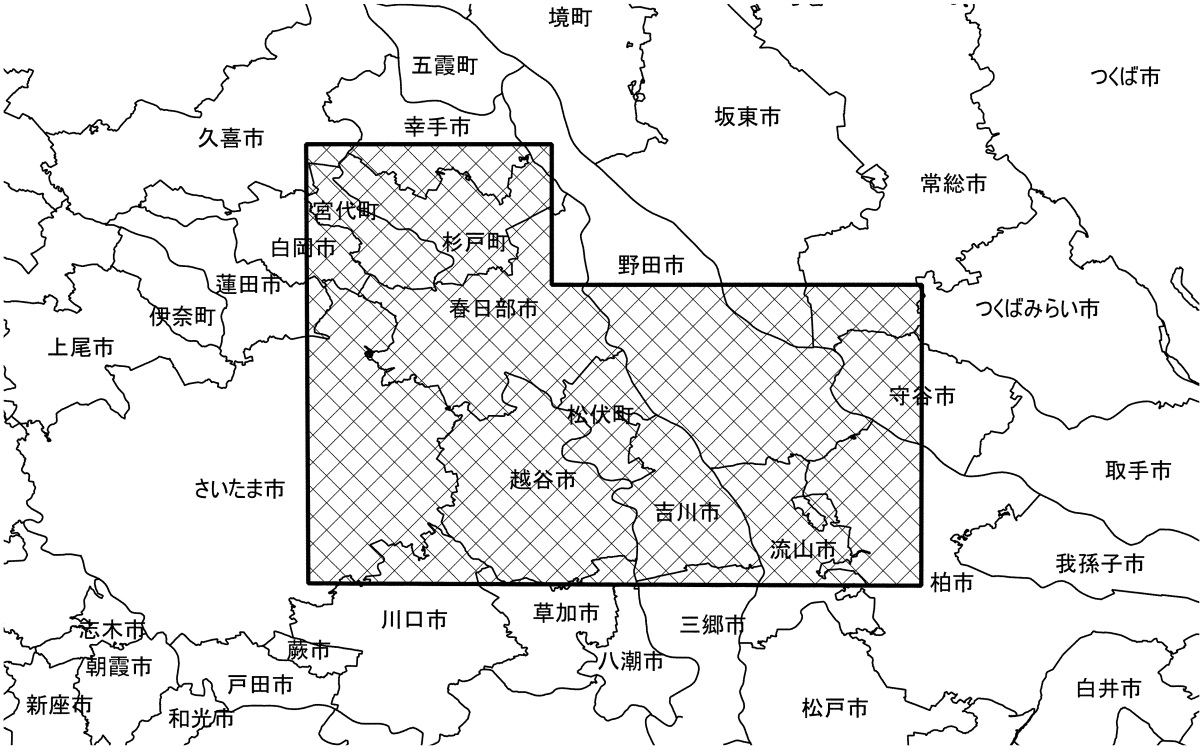
備考　空中写真の刊行日　令和７年12月２日

恵庭地区



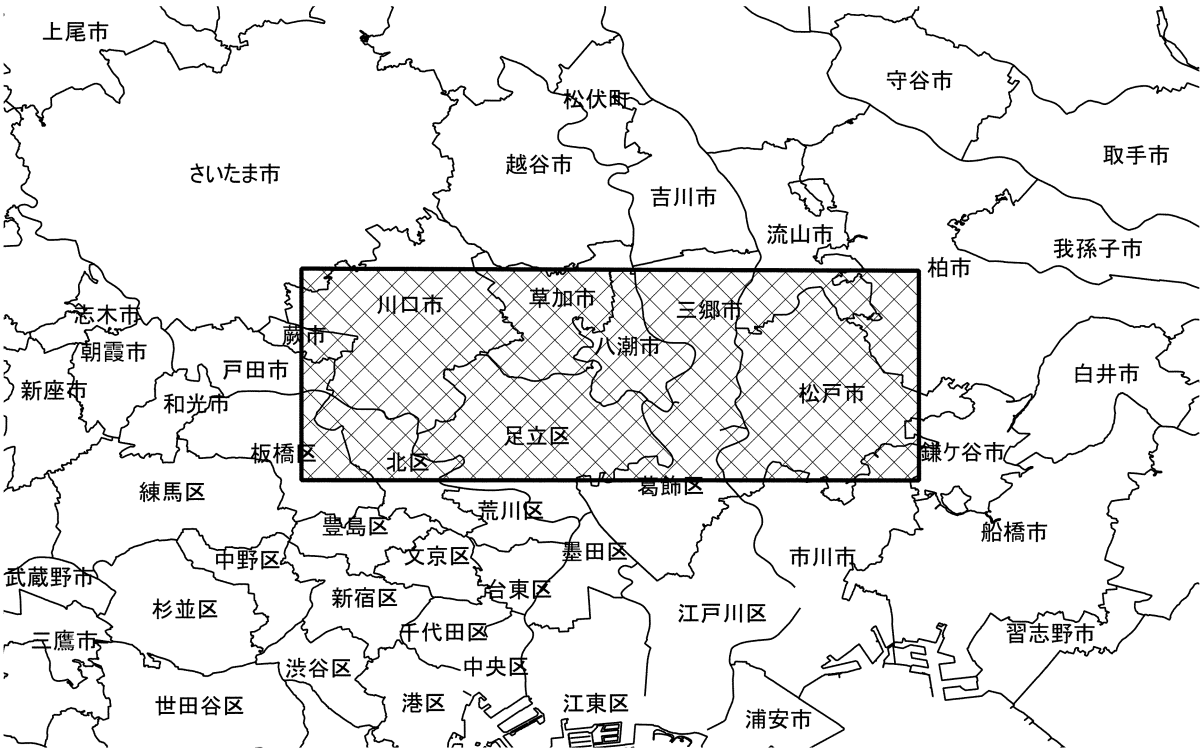
備考：　は数値空中写真の撮影範囲を示す

越谷地区



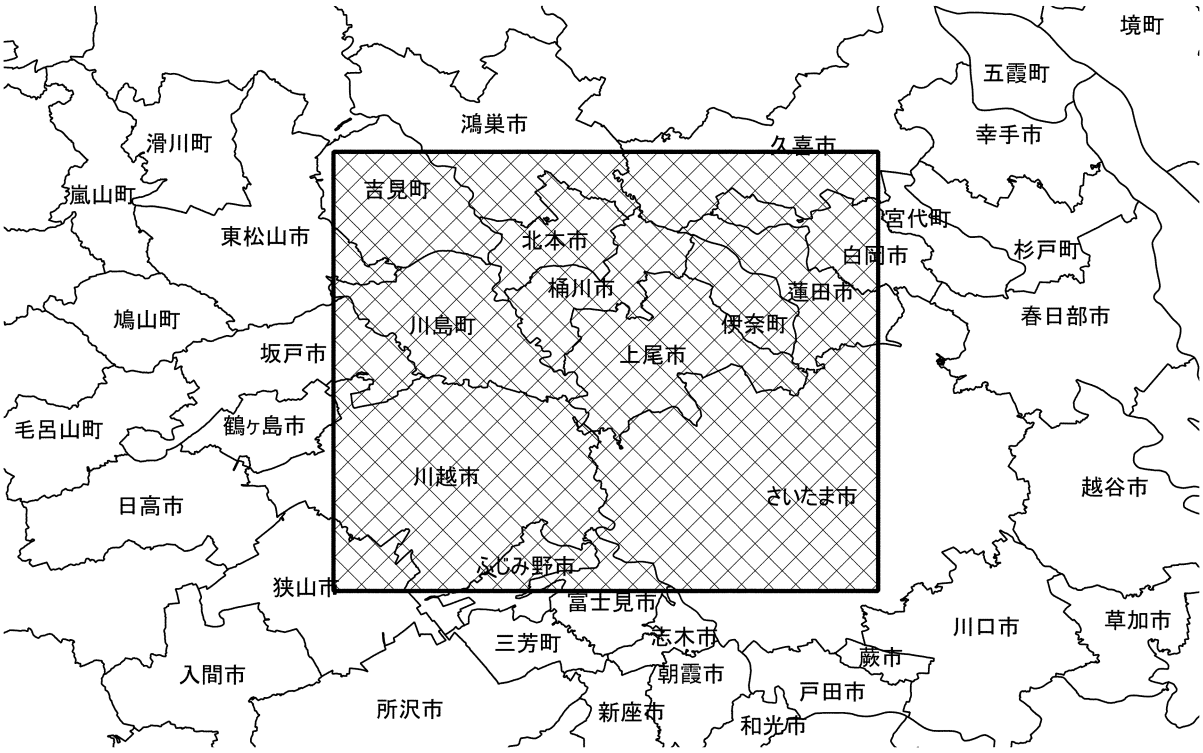
備考：　は数値空中写真の撮影範囲を示す

三郷地区



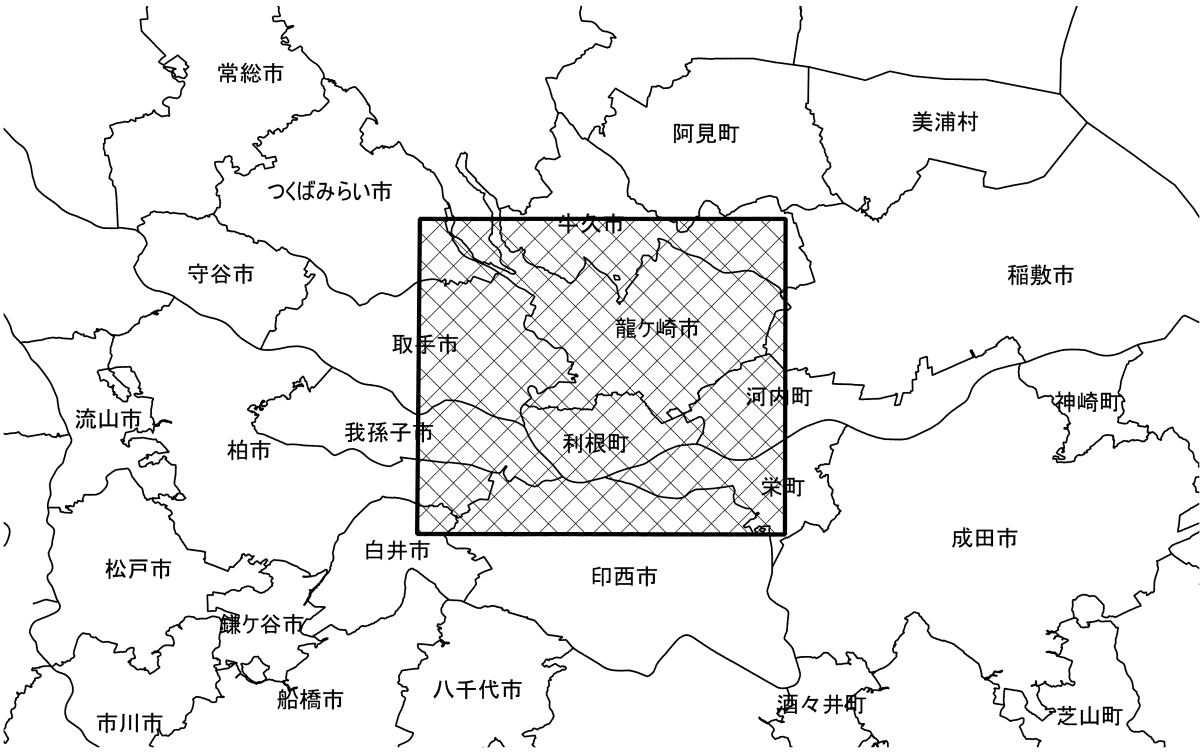
備考：　は数値空中写真の撮影範囲を示す

川越地区



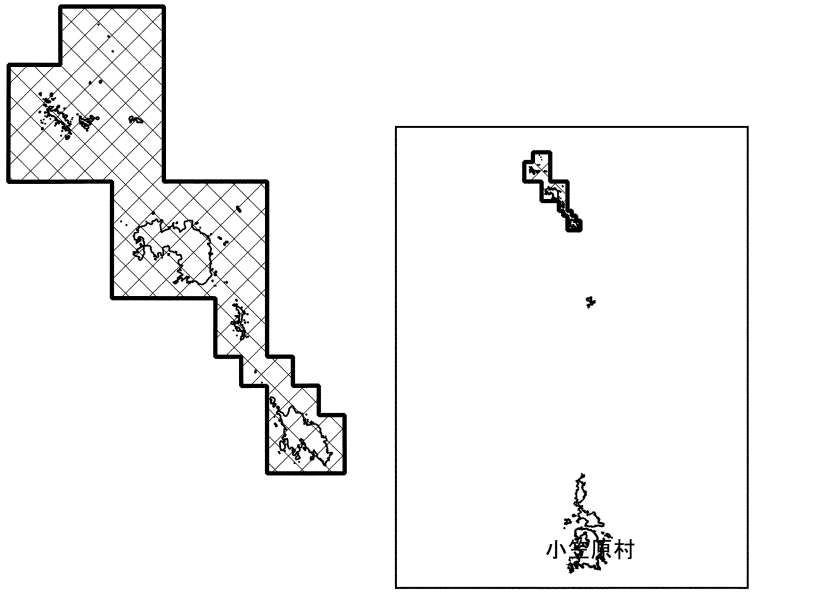
備考：　は数値空中写真の撮影範囲を示す

牛久地区



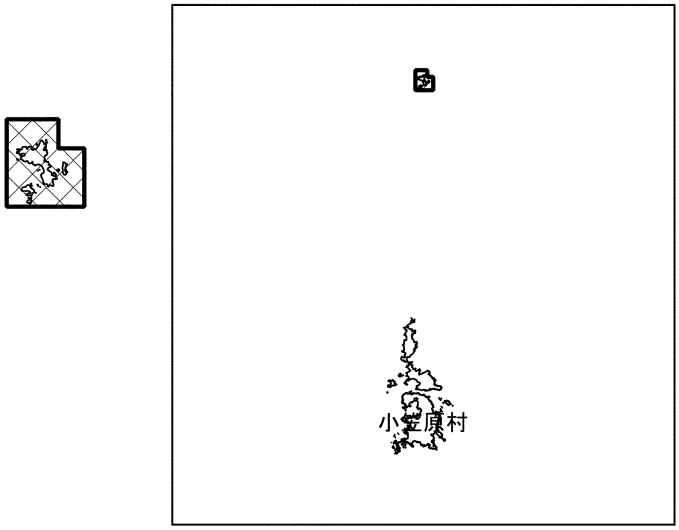
備考：　は数値空中写真の撮影範囲を示す

聟島地区

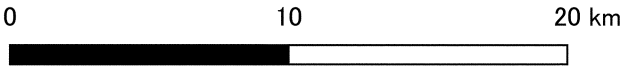


備考：　は数値空中写真の撮影範囲を示す

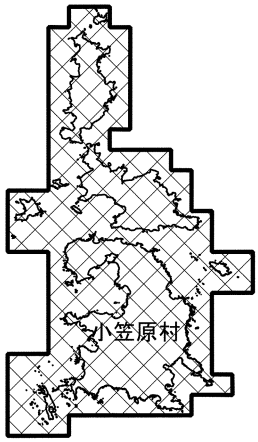
嫁島地区



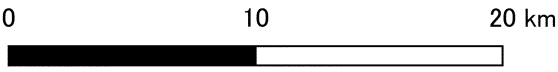
備考：　は数値空中写真の撮影範囲を示す



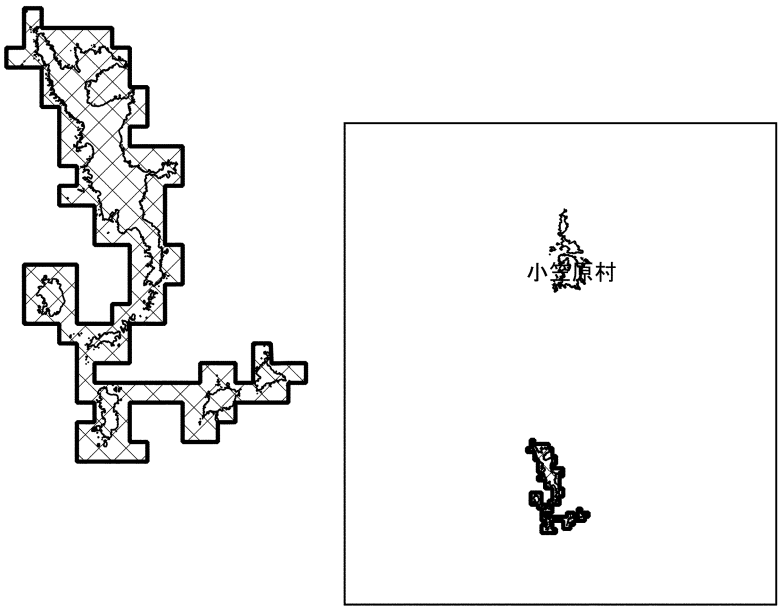
父島列島地区



備考：　は数値空中写真の撮影範囲を示す

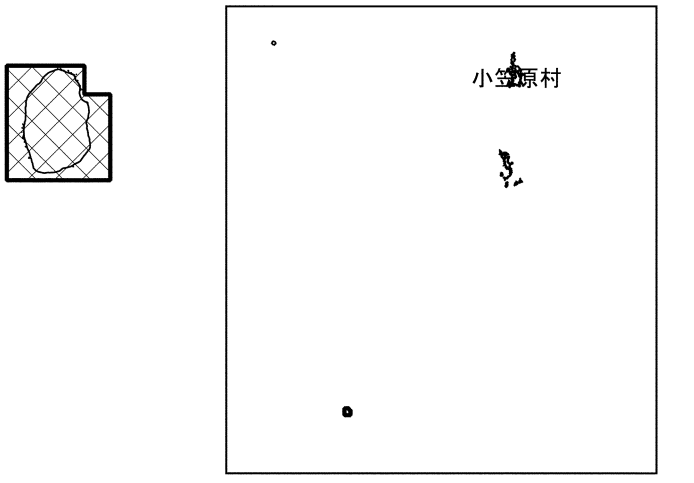


母島列島地区



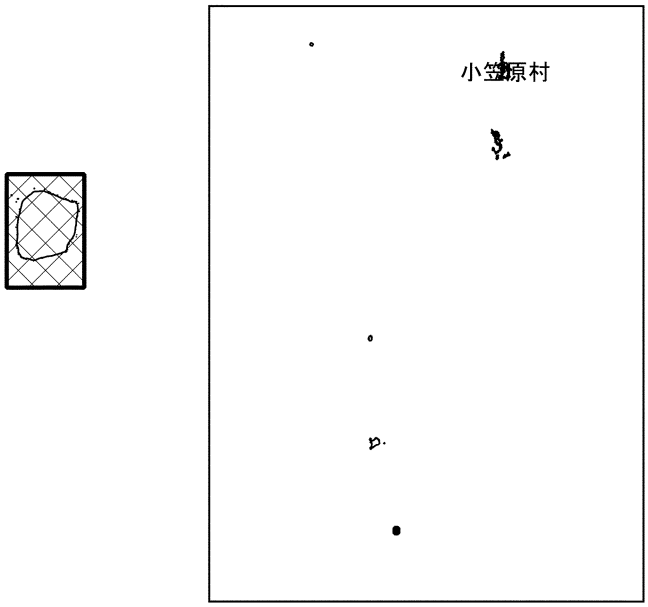
備考：　は数値空中写真の撮影範囲を示す

北硫黄島地区



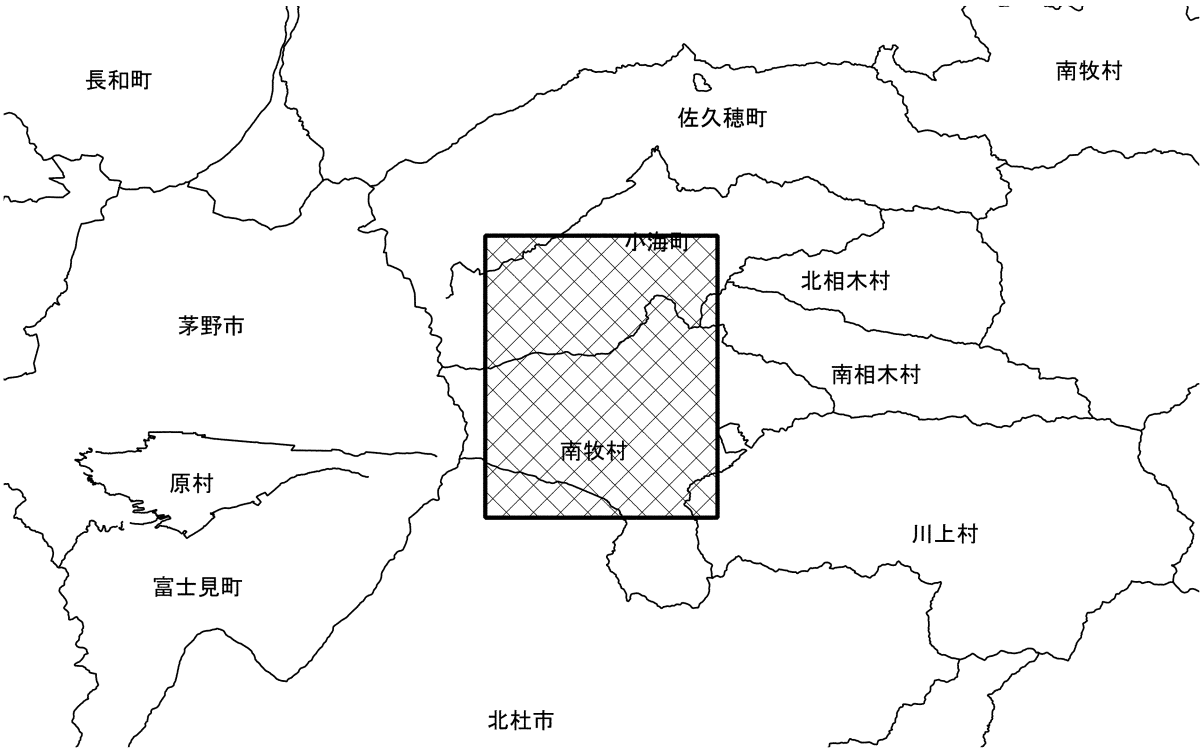
備考：　は数値空中写真の撮影範囲を示す

南硫黄島地区



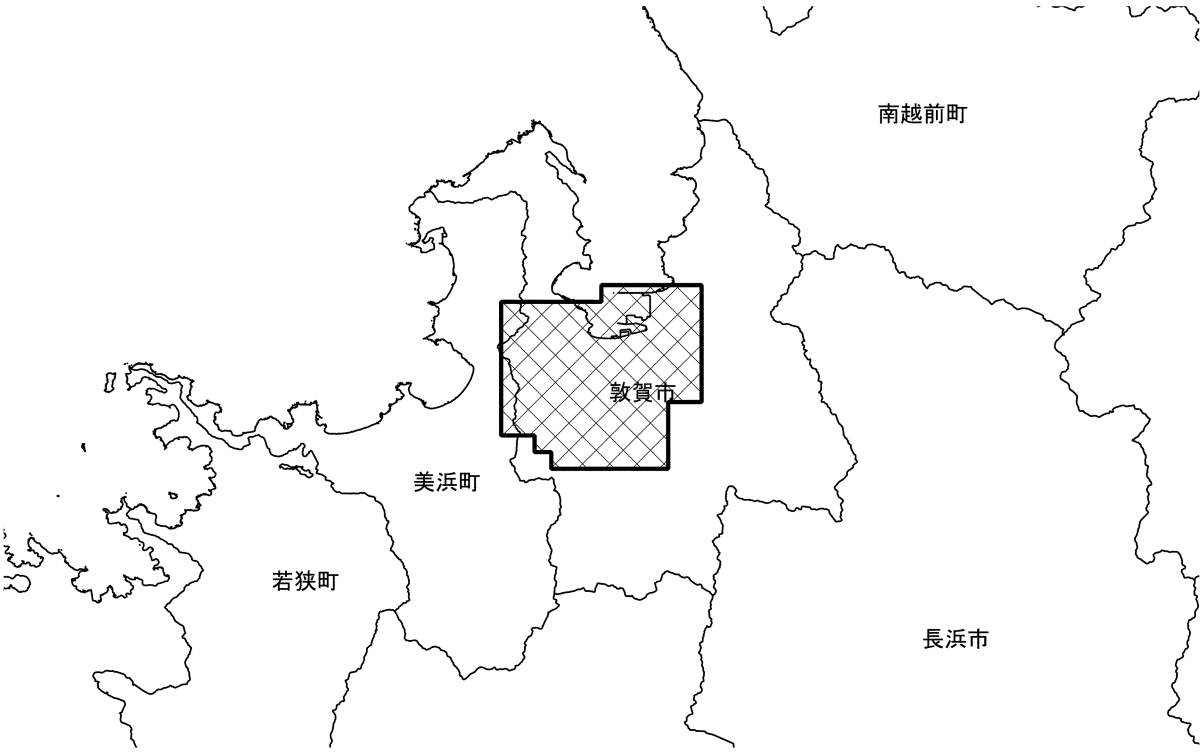
備考：　は数値空中写真の撮影範囲を示す

南牧地区



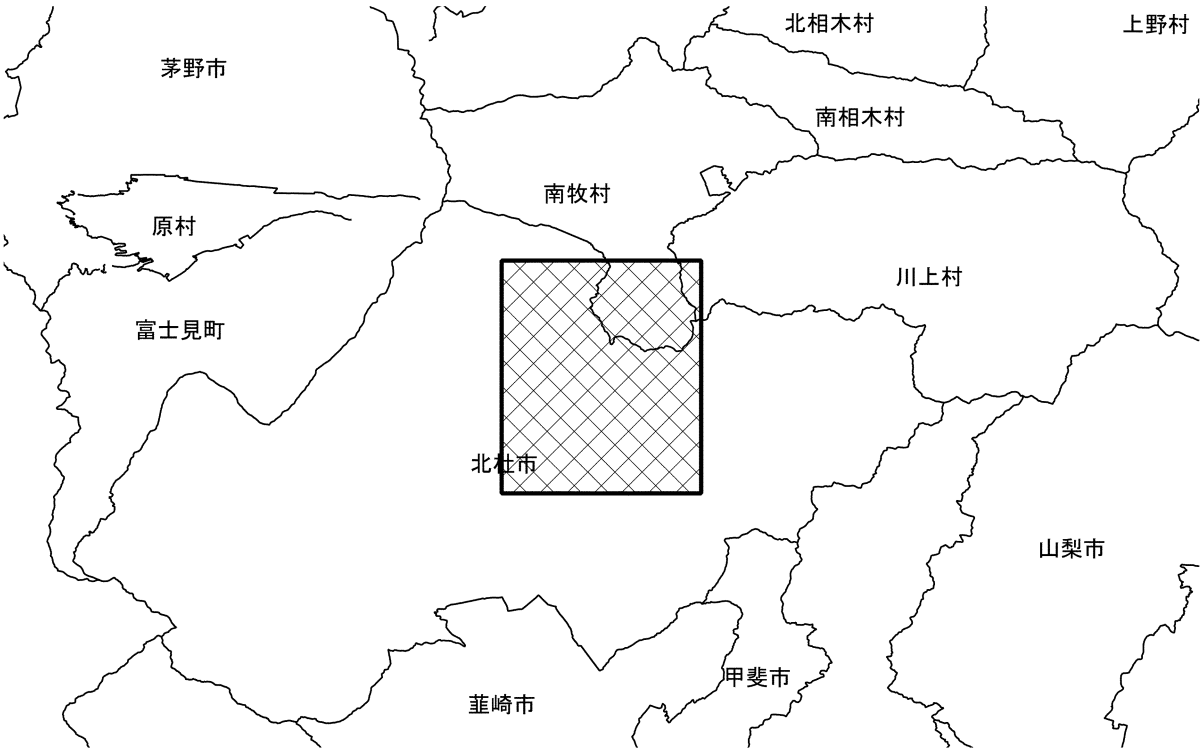
備考：　は数値空中写真の撮影範囲を示す

敦賀地区



備考：　は数値空中写真の撮影範囲を示す

清里地区



備考：　は数値空中写真の撮影範囲を示す

公　　告

諸　事　項

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和７年12月１日

国土地理院長　河瀬　和重

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

１．当該招請の趣旨

本業務については、国土地理院が実施する衛星合成開口レーダー地盤変動測量のうち、SAR干渉解析等の解析業務の支援及びその効率化に関する作業を行うものである。本業務を確実に遂行するためには、業務実施に十分な体制と宇宙測地技術もしくは衛星画像の解析の業務に関する経験を有する必要があることから、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、４．の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な要件を有している法人等との契約手続に移行する。

なお、４．の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、本業務について一般競争の入札公告を行う予定である。ただし、本業務に係る契約締結は、当該業務に係る令和８年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

２．業務概要

⑴　調達件名及び数量　ＳＡＲ干渉解析業務（単価契約）　一式

⑵　業務内容　国土地理院は、先進レーダ衛星「だいち４号」等に搭載されている合成開口レーダーの観測データを用いて全国の地殻・地盤変動を監視するため、衛星合成開口レーダー地盤変動測量を実施している。本業務は、国土地理院が実施する衛星合成開口レーダー地盤変動測量のうち、SAR干渉解析等の解析業務の支援及び効率化に関する作業を行う役務である。

⑶　履行期間　令和８年４月１日から令和９年３月31日まで

３．業務目的

本業務は国土地理院が実施する衛星合成開口レーダー地盤変動測量を正常かつ安定的に運用することを目的とする。

４．応募要件

⑴　基本的要件

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者（当該資格の認定を受けていない場合も参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争によることとなった場合は、当該入札に参加する時点（又は開札の時点）において、当該資格の認定を受けていなければならない。）であること。

③　参加意思確認書の提出期限の日から審査結果通知の時までの期間に、国土地理院長から指名停止の措置を受けている者でないこと。

④　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑤　公募説明書を６．に示す方法により直接入手した者であること。

⑵　業務執行体制に関する要件

業務従事者は２名とし、原則として２⑶履行期間を通じて同一の者とする。ただし、業務従事者が勤務できない日が連続して生じる場合は、発注者が指定した国土地理院職員の了承を得た上で代替要員を派遣する等、本業務に支障を及ぼさないような体制を整えられること。

⑶　業務実績に関する要件

業務従事者（代替要員を含む）は、以下の要件を満たしているものとする。

①　業務従事者１名以上が、契約履行期間の開始日から遡って５年以内に宇宙測地技術又は衛星画像の解析に関する業務に従事した実績があること。

②　業務従事者全員が、Linux系OSを十分に操作でき、シェルスクリプト、C言語、Perl、Python、MATLAB等のプログラミング言語のうちいずれかを使用してプログラムの作成又は改修をしたことがあること。

５．参加意思確認書の提出方法
⑴　提出期限　令和７年12月17日16時00分
（郵送の場合は必着のこと。）
⑵　提出先　〒305―0811　茨城県つくば市北郷１番　国土交通省国土地理院総務部契約課契約係　電話029―864―4361
６．説明書の交付
⑴　交付期間　令和７年12月１日から令和７年12月17日まで。
⑵　交付場所　上記５⑵に同じ。
７．Summary
⑴　Nature and quantity of the services to be required : SAR interferometry processing services, Unit Price Contract 1 set
⑵　Time-limit to express interests : 16 : 00, 17, December, 2025
⑶　Contact point for the notice : Contract Section, Contract Division, General Affairs Department, Geospatial Information Authority of Japan, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 1 Kitasato, Tsukuba, Ibaraki, 305―0811 Japan. TEL 029―864―4361

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

会社その他の公告

解散公告

当法人は、社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

札幌市豊平区月寒西一条九丁目八番一―二〇八号　特定非営利活動法人ＢＡＫＵ

清算人　久末　時子

解散公告

当社は、令和七年十一月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

北海道河西郡芽室町新生南五線二五番地一六　エヌエス管財株式会社

代表清算人　名取　正春

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

仙台市宮城野区港一丁目六番一号　日通仙台**港**物流株式会社

代表清算人　西城　貴志

解散公告

当社は、令和七年十一月二十八日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

福島県須賀川市牛袋町一二一番地一

すしんビジネスサービス株式会社

代表清算人　佐久間吉幸

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

茨城県坂東市大口二〇七八番地

株式会社博友

代表清算人　助川　幹夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

茨城県常陸太田市木崎二町一七三四番地

有限会社朝日屋石油店

清算人　小澤　浪男

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

茨城県日立市留町前川一一八七番地二

株式会社川崎精工

代表清算人　川崎　光明

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

栃木県小山市大字横倉新田七番地九八

合同会社グランシステムズ

清算人　廣部　賢

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

栃木県足利市羽刈町五五六番地

ミコト不動産株式会社

代表清算人　松尾幸太郎

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

栃木県足利市羽刈町五五六番地

ミコトマシナリー株式会社

代表清算人　松尾幸太郎

解散公告

当法人は、令和七年十月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

群馬県高崎市緑町一丁目二三番地九

一般社団法人ビルドコンサルティング

代表清算人　原田　美枝

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

埼玉県飯能市大字落合四八二番地一

日商ロードテクノス株式会社

代表清算人　椙田　智章

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

埼玉県上尾市向山三丁目三番地一五

合同会社エフエヌ

清算人　永野　論

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

千葉県松戸市金ケ作三三番地の四

フィルターシステム株式会社

代表清算人　梅津　憲治

解散公告

当社は、令和七年八月十四日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

千葉県千葉市花見川区長作町一二三一―五―五〇九　合同会社日本健康粧品研究所

清算人　イスラエル・トルス

解散公告

当社は、令和七年九月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

千葉県佐倉市鏑木町四九二番一八号寺島店

舗一階　　錦途株式会社

代表清算人　周　博洋

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

千葉県市川市国分一丁目一三番八号

有限会社アクセスシミズ

清算人　清水　裕子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

千葉県松戸市松戸新田五七九―九―二〇三号室　　ＲＳ合同会社

清算人　任　旭

解散公告

当社は、令和七年十一月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

千葉県松戸市五香南二丁目三一番地の五

龍璽株式会社

代表清算人　韓　笑

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号恵比寿ガーデンプレイスタワー一六Ｆ

株式会社ＢＨＫ

代表清算人　岡本紘太朗

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

東京都東大和市中央四丁目一〇二一番二号

ヴェルファーレ中央一〇一号

特定非営利活動法人ＡＣＴ東大和たすけあいワーカーズあくしゅ

清算人　粕谷久美子

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

東京都大田区南蒲田三丁目一一番七号

稲岡工業株式会社

代表清算人　稲岡　喜一

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

東京都千代田区九段南三丁目七番七号成和綜合会計事務所内

サークルインベストメント株式会社

代表清算人　荒川　真司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

東京都港区南青山四丁目一七番三五―三〇九号

有限会社ジャルフネット

清算人　橋本　勝年

解散公告

当社は、総社員の同意により令和七年十一月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

合同会社博多ホテルマネジメント

清算人　三品　貴仙

解散公告

当社は株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

東京都墨田区押上一丁目一五番二号

盧弗株式会社

代表清算人　李　東宇

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

東京レジ３一般社団法人

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

東京レジ３合同会社

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

須磨特定目的会社

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

合同会社Ａｓｉｌ札幌

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

合同会社まつり

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ジェイコアレジ６合同会社３

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

合同会社すずらん信用サービス

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

合同会社グリーン信用サービス

清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

一般社団法人セルシー

代表清算人　野坂　照光

解散公告

当法人は、令和七年十月十八日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

東京都小金井市梶野町四丁目七番一五号

グリーンパテオ一〇二

特定非営利活動法人多摩東成年後見の会

清算人　山澤　宏通

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ―Ｃ

株式会社ブンブジャパン

代表清算人　森本　大生

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

東京都中央区日本橋茅場町二丁目一七―六―六〇三Ｂ

澄逸国際貿易株式会社

代表清算人　賈　梅

解散公告

当社は、令和七年十一月二十九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

東京都千代田区永田町二丁目一七番五号

カフカ合同会社

清算人　野坂　照光

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

東京都千代田区永田町二丁目一七番五号

カフカ一般社団法人

代表清算人　野坂　照光

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

東京都千代田区隼町二番一六―三〇一号

合同会社ＭＳＪ開発

清算人　山内　伸治

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和七年十一月二十九日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

東京都港区南青山二丁目二番一五号ウィン青山一四〇三

一般社団法人日本ビジネス数学協会

代表清算人　深沢真太郎

解散公告

当社は、令和七年十一月八日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

東京都武蔵野市中町二丁目一三番九―八一二号

有限会社ディスカバリー

清算人　荻原　秀介

解散公告

当社は、令和七年十一月二十日会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の書面による同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

東京都中央区銀座八丁目一八番四号

株式会社アドメディカ

代表清算人　川村　和裕

解散公告

当社は、令和七年十一月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

東京都渋谷区代々木四―三一―四キャッスル新宿九〇八号室

株式会社オット

代表清算人　佐枝　一太

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

東京都千代田区岩本町一丁目一一番一三号

第一金属株式会社

代表清算人　山崎洋一郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

東京都港区六本木一丁目四番五号アークヒルズサウスタワー一六Ｆ

Miles Japan株式会社

代表清算人　ジガー・シャー

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年十一月二十八日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

東京都目黒区八雲三丁目二三番二〇号

世田谷商事株式会社

代表清算人　櫻井　歩身

解散公告

当社は、令和七年十一月十三日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

東京都世田谷区北沢四丁目二六番一号

合同会社業平開発

清算人　山内　伸治

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

東京都港区三田三丁目四番一七号

パスカル株式会社

代表清算人　福元　治美

連絡先　横浜市鶴見区東寺尾東台一四番一八号

解散公告

当社は、令和六年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

東京都立川市柴崎町三丁目一六番二三号

株式会社ユニバーサルアール

代表清算人　徐　俊

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

東京都渋谷区代々木一丁目一〇番五号

株式会社トラバース

代表清算人　稲田　尊久

解散公告

当社は、総社員の同意により令和七年十一月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

合同会社ＬＯＧＩ　ＦＬＡＧ４号

清算人　三品　貴仙

解散公告

当社は、令和七年十一月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

東京都千代田区内神田二―五―五ラウンドクロス大手町北四階　はこぶね株式会社

代表清算人　中部　隆

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

東京都葛飾区金町二丁目一六番六号

有限会社大島事務所

清算人　吉儀　直子

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

東京都新宿区神楽坂三丁目二番六号神楽坂越後屋ビルＢ一Ｆ　Ａｍｂｅｒ株式会社

代表清算人　出口　義勝

解散公告

当社は、令和七年十一月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

東京都千代田区麹町三丁目三番地ＫＤＸ麹町ビル四階　株式会社ナイルワークス

代表清算人　足立　学

解散公告

当社は、令和七年十一月十三日付株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

東京都港区浜松町二丁目四番一号

ＯＰＩ・19株式会社

代表清算人　三宅　誠一

解散公告

当社は株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

東京都墨田区石原二丁目一六番一〇―三〇三号　楓樺株式会社

代表清算人　史　紅宇

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目三八番六号トモエビル二階　株式会社ひとはこ

代表清算人　大橋　幸裕

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議より解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

東京都渋谷区渋谷二丁目二一番一号　グリットグループホールディングス株式会社

代表清算人　清見　征一

解散公告

当社は株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

東京都台東区松が谷二丁目九番一―二〇八号　株式会社聖来

代表清算人　梅　兆元

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

東京都中央区八丁堀三丁目二二番一一号　Chishima Aviation Management株式会社

代表清算人　山之内　均

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

東京都中央区日本橋小舟町八番六号Ｈ１Ｏ日本橋小舟町五〇二　株式会社なのはな企画

代表清算人　本宮　重人

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

東京都西多摩郡瑞穂町大字石畑四二一番地一〇　有限会社松野金型

代表清算人　松野　健一

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

東京都千代田区神田須田町一丁目七番八号　合同会社ガイオン

代表清算人　羽月　隆大

解散公告

当社は令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

東京都渋谷区神宮前六丁目二三番四号桑野ビル二Ｆ　株式会社ポポ

代表清算人　十河　貴大

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

東京都渋谷区渋谷二―一九―一五宮益坂ビルディング六〇九　株式会社ノルカソルカ

代表清算人　三角　賢秀

解散公告

当社は、令和七年十一月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

東京都多摩市関戸三丁目一七番三二号　株式会社ボイスリーダー

代表清算人　中村　良

解散公告

当社は令和七年十一月二十八日付けで解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

東京都千代田区丸の内一丁目八番二号鉄鋼ビルディング四階　ローズ特定目的会社

代表清算人　山本　祐紀

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

東京都港区北青山二丁目五番一号　ジェイド・コネクト合同会社

清算人　川嶋　俊祐

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十二月一日
東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号
目黒マネージメント合同会社
清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、令和七年十一月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十二月一日
東京都品川区西五反田二丁目一一番八号
株式会社学研メソッド
代表清算人　山下　徹二

解散公告

当社は、令和五年十二月十三日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十二月一日
東京都武蔵野市関前三丁目六番一一号
株式会社大澤事務所
代表清算人　大澤　久子

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十二月一日
東京都荒川区東日暮里五丁目四五―一〇―三〇一
ＢＡＮＤＷＡＧＯＮ株式会社
代表清算人　若林　美希

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十二月一日
東京都府中市紅葉丘三丁目三三番地の七
株式会社ヤマワキ健康ストア
代表清算人　山脇　孝則

解散公告

当社は、令和七年十一月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十二月一日
東京都豊島区上池袋四丁目四六番一四号
有限会社ウイルポート
代表清算人　桝田　敏子

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十二月一日
神奈川県逗子市桜山八丁目八番一号
ノヤマ産業有限会社
清算人　徳冨美代子

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十二月一日
神奈川県秦野市羽根四〇番地の四
有限会社内山電設
清算人　内山　　明

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十二月一日
横浜市保土ケ谷区天王町二丁目四二番地の二
有限会社近藤エンジニアリング
代表清算人　近藤　裕子

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十二月一日
横浜市栄区笠間三丁目四五番Ｇ―三〇一号
株式会社市川工務店
代表清算人　市川　祐美

解散公告

当社は、令和七年十一月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十二月一日
新潟県新潟市中央区東大通一丁目三番一号
株式会社ＩＮＰＥＸ山陰沖開発
代表清算人　福井　　敬

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十二月一日
長野県木曽郡上松町大字荻原一〇三九番地
木曾建設産業有限会社
清算人　栩秋　浩二
債権申出先　長野県木曽郡木曽町福島五三九二　木曽ひまわり基金法律事務所
右清算人代理人弁護士　門田　雅也

解散公告

当社は、令和六年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十二月一日
長野県下伊那郡下條村睦沢八二一〇番地一
有限会社藤本工務店
清算人　藤本　良明

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十二月一日
岐阜県各務原市蘇原東島町四丁目六一番地
株式会社中嶋屋本店
代表清算人　中嶋　長典

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十二月一日
岐阜県瑞穂市本田七一三番地
有限会社Ｎｏｍｏけん
清算人　野中　　宏

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日付会社法第三一九条第一項の規定による株主総会の書面決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十二月一日
静岡県浜松市浜名区尾野二七八四番地一
ガスコミュニティ浜松株式会社
代表清算人　岡本　三男

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十二月一日
静岡県浜松市中央区板屋町二番の一〇八
株式会社メガネの吉田屋
代表清算人　平田　恭平

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和七年十二月一日

名古屋市中区大井町四番一七号

株式会社商品開発システムズ

代表清算人　山川　浩司

解散公告

当社は、令和七年十月十六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

愛知県豊田市泉町山田一九八―八三

合同会社ＬＨＴ

清算人　愛甲　綾香

解散公告

当社は、令和七年十一月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

名古屋市瑞穂区日向町四丁目二七番地

Ｔｅｃｈ　Ｌｏｖｅ株式会社

代表清算人　宮田　亜美

解散公告

当社は、令和七年十一月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

愛知県知立市新林町欠薮八番地三三

合同会社ＢｒａｎＱ

代表清算人　小林　未奈

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

愛知県知多郡武豊町字内鉢一五番地

中川織布株式会社

代表清算人　中川えい子

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

滋賀県大津市横木二丁目二四番五号ＣＯＣ

ＯＳＩＮＯＭＩＹＡ三〇六

株式会社京通京滋

代表清算人　中村　泰和

解散公告

当社は、令和七年十一月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

京都市山科区東野中井ノ上町一番地二一

Ｋ商事株式会社

代表清算人　團　良幸

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

京都市中京区西ノ京三条坊町一五ノ五

株式会社モリモト

代表清算人　森本治一郎

解散公告

当社は株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

大阪市中央区谷町七丁目三番四―二一五号Ａ

ｓａｎａｄａ株式会社

代表清算人　施　昉

解散公告

当社は株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

大阪市中央区谷町七丁目一番三九―三〇一号Ｂ

立群株式会社

代表清算人　李　鑫

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

大阪府泉南市岡田五丁目一―一二

株式会社Ｅ―ＷＯＲＫｓ.

代表清算人　佐野　茂幸

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

大阪市西区立売堀一丁目六番一三号南本町

天祥ビル二号館　株式会社アイエヌシー

代表清算人　江藤　准一

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

大阪府三島郡島本町東大寺一丁目三番四号

株式会社中尾工務店

代表清算人　中尾　和廣

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

大阪府羽曳野市西浦一丁目一番一二号

日本テック株式会社

代表清算人　田頭　正明

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

大阪市生野区巽中二丁目五番二六号

有限会社タナテック

清算人　田中　健二

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

大阪市西成区梅南二丁目二番二六号二〇二号室

ニッゴ株式会社

代表清算人　楊　家良

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年十一月三十日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

大阪市西区江戸堀一丁目一〇番二号肥後橋ニッタイビル八階　株式会社エイトノット

代表清算人　大嶋　禎

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

大阪市中央区南船場一丁目一六番一〇号

株式会社クローバー

代表清算人　髙林　更次

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

大阪府枚方市楠葉並木二丁目一三番八号島田ビル一階

株式会社シュースタ

代表清算人　岡田　敬

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

大阪市中央区備後町三丁目三番三号

株式会社ブリーズ

代表清算人　鴨田　敬

解散公告

当社は、令和七年十一月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

大阪府吹田市桃山台三丁目三番一二号

株式会社平岡

代表清算人　光武英津子

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

兵庫県伊丹市南野北一丁目一〇番七号

株式会社ノバテック

代表清算人　中本　英樹

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

兵庫県尼崎市三反田町三丁目一二番九号

株式会社サルパ・ジャパン

代表清算人　伊藤　賀代

解散公告

当社は、令和元年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

兵庫県西宮市北六甲台二丁目一二番一三号

ヒューマンブルーム株式会社

代表清算人　野田　荘一

解散公告

当社は、令和七年十一月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

広島市安芸区中野東一丁目一一番三一号

有限会社司馬

清算人　緒方　誠也

解散公告

当社は、令和七年十一月二十六日開催の臨時株主総会の決議により、令和七年十一月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

広島県福山市水呑町三新田一丁目六〇九番地

福山リサイクル発電株式会社

代表清算人　佐藤　吉秀

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

山口県周南市野村三丁目四番二八号

有限会社ショーケン

清算人　新井　勝也

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

香川県善通寺市原田町七三二番地

株式会社インフィニティー

代表清算人　川村　裕子

解散公告

当社は、令和七年十一月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

福岡県朝倉市甘木二二五七番地四

株式会社境英印刷

清算人　野田　裕巳

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

福岡市西区福重四丁目一一番八号

有限会社波多江白蟻工事所

清算人　波多江貴子

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

福岡県那珂川市道善二丁目五九番地の二

有限会社ティー・ケー・ファーマシー

清算人　片山　民彦

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日株主総会決議により令和七年十一月三十日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

福岡市城南区茶山二丁目九番四二号

福岡天神濵口ビル株式会社

代表清算人　濵口みどり

第104期決算公告　令和７年12月１日

群馬県前橋市本町一丁目２番13号

株式会社煥乎堂

代表取締役　小林　卓郎

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	452
	固定資産	609
	合計	1,061
負債及び純資産の部	流動負債	591
	固定負債	140
	（退職給付引当金）	(21)
	株主資本	228
	資本金	50
	利益剰余金	178
	その他利益剰余金	178
	（うち当期純利益）	(8)
	評価・換算差額等	102
	合計	1,061

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

宮崎市大字恒久九〇七番地三

有限会社ケーワイ商事

清算人　山田香奈江

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

鹿児島市下福元町八六二一番地三

株式会社昭和電設

代表清算人　北山　正美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

鹿児島県南九州市川辺町平山三三二一番地

西不動産合同会社

清算人　西　リツ子

解散公告

当社は、令和七年十一月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

沖縄県うるま市字天願二〇二七番地二

株式会社てぃーだキャスト

代表清算人　堀込　浩幸

解散公告（第一回）

当公社は、令和七年十月二十七日神奈川県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目二番地一

湯河原町土地開発公社

代表清算人　冨士川　貢

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十月三十一日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

新潟県新潟市西蒲区和納二丁目三〇番一一号

医療法人社団広沢医院

清算人　**廣澤**　秀夫

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年八月三日開催の社員総会の決議並びに三重県知事の認可により、令和七年十一月十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

三重県四日市市西富田町三二二番地の一

医療法人川平内科

清算人　川平　悟

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年四月一日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

奈良県北葛城郡広陵町大字大野五九八番地

宗教法人御嶽教傘杉教會

清算人　中山　正彦

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年九月三十日、医療法第五十五条第一項第五号に規定する事由により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十一月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

福井県坂井市春江町江留下相田三一番地二

医療法人松浦耳鼻咽喉科医院

清算人　松浦由記子

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十月二十二日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十一月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

滋賀県長浜市勝町五七番地一

医療法人かねい皮ふ科クリニック

清算人　鐘居　昭弘

解散公告（第三回）

当組合は、令和六年三月二十七日農業協同組合法第六十四条の二第一項の規定により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十一月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

島根県益田市匹見町石谷口九八〇番地二

農事組合法人中村なめこ生産組合

清算人　村上　鶴美

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年四月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十一月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月一日

大分市大字森町字壱丁田通四四二番七

医療法人坂本整形形成外科

清算人　坂本　善二

第４期決算公告　令和７年10月３日

東京都中央区日本橋浜町三丁目３番２号

エヌビービーアールメリアリース株式会社

代表取締役　東　正憲

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	12,815
	固定資産	8,621,192
	資産合計	**8,634,007**
負債及び純資産の部	流動負債	421,733
	固定負債	8,209,907
	株主資本	2,367
	資本金	3,000
	利益剰余金	△633
	その他利益剰余金	△633
	（うち当期純損失）	(125)
	負債・純資産合計	**8,634,007**

資金決済に関する法律第20条第１項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、令和７年11月30日で利用終了しました当社発行のプリペイドカードにつきまして、資金決済に関する法律第20条第１項等の規定に基づき、払戻しを行います。

残高のあるプリペイドカードをお持ちのお客様は、令和７年12月１日から令和８年１月31日までの間に、当社までお申し出いただきますようお願い申し上げます。

なお、上記期間内にお申し出がない場合は、当該払戻しの手続きから除斥されます。

令和７年12月１日

広島市中区吉島東一丁目15番２号
電話090―4570―0620
株式会社シーエムピー企画
代表取締役　要田　壮史

第 33 期 決 算 公 告

令和７年11月12日　埼玉県さいたま市中央区新都心11―２
明治安田生命さいたま新都心ビル27階
アイ・シー・ネット株式会社
代表取締役　百田　顕児

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,293	流動負債	5,064
固定資産	350	（うち賞与引当金）	(28)
		固定負債	1,065
		株主資本	513
		資本金	70
		資本剰余金	127
		資本準備金	24
		その他資本剰余金	102
		利益剰余金	316
		利益準備金	7
		その他利益剰余金	309
		（うち当期純損失）	(169)
資産合計	**6,643**	**負債・純資産合計**	**6,643**

第12期決算公告　令和７年10月３日
東京都中央区日本橋浜町三丁目３番２号
エヌビービーダラムリース株式会社
代表取締役　東　　正憲
貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	386,345
	固定資産	14,116,110
	資産合計	**14,502,455**
負純資産債及のび部	流動負債	1,174,783
	固定負債	13,326,057
	株主資本	1,615
	資本金	3,000
	利益剰余金	△1,385
	その他利益剰余金	△1,385
	（うち当期純損失）	(91)
	負債・純資産合計	**14,502,455**

第８期決算公告　令和７年10月３日
東京都中央区日本橋浜町三丁目３番２号
エヌビービースノードンリース株式会社
代表取締役　東　　正憲
貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	335,766
	固定資産	12,669,461
	資産合計	**13,005,227**
負純資産債及のび部	流動負債	1,262,722
	固定負債	11,740,113
	株主資本	2,392
	資本金	3,000
	利益剰余金	△608
	その他利益剰余金	△608
	（うち当期純損失）	(101)
	負債・純資産合計	**13,005,227**

第７期決算公告　令和７年10月３日
東京都中央区日本橋浜町三丁目３番２号
エヌビービーウォリックリース株式会社
代表取締役　東　　正憲
貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	103,858
	固定資産	5,014,430
	資産合計	**5,118,288**
負純資産債及のび部	流動負債	308,043
	固定負債	4,808,098
	株主資本	2,147
	資本金	3,000
	利益剰余金	△853
	その他利益剰余金	△853
	（うち当期純損失）	(179)
	負債・純資産合計	**5,118,288**

第６期決算公告　令和７年10月３日
東京都中央区日本橋浜町三丁目３番２号
エヌビービーベルファストリース株式会社
代表取締役　東　　正憲
貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	443,498
	固定資産	13,760,259
	資産合計	**14,203,757**
負純資産債及のび部	流動負債	1,127,597
	固定負債	13,074,086
	株主資本	2,074
	資本金	3,000
	利益剰余金	△926
	その他利益剰余金	△926
	（うち当期純損失）	(164)
	負債・純資産合計	**14,203,757**

第２期決算公告　令和７年10月３日
東京都中央区日本橋浜町三丁目３番２号
エヌビービーヘタフェリース株式会社
代表取締役　東　　正憲
貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	12,887
	固定資産	8,621,199
	資産合計	**8,634,086**
負純資産債及のび部	流動負債	421,736
	固定負債	8,209,907
	株主資本	2,443
	資本金	3,000
	利益剰余金	△557
	その他利益剰余金	△557
	（うち当期純損失）	(98)
	負債・純資産合計	**8,634,086**

第４期決算公告　令和７年10月３日
東京都中央区日本橋浜町三丁目３番２号
エヌビービーハリファクスリース株式会社
代表取締役　東　　正憲
貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	17,960
	固定資産	8,431,393
	資産合計	**8,449,353**
負純資産債及のび部	流動負債	437,131
	固定負債	8,010,165
	株主資本	2,057
	資本金	3,000
	利益剰余金	△943
	その他利益剰余金	△943
	（うち当期純損失）	(203)
	負債・純資産合計	**8,449,353**

決算公告　令和７年12月１日
東京都港区赤坂一丁目８番１号
Cohesity Japan株式会社
代表取締役　デオン・アーサー・ボールズ
貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	452,448
	資産合計	**452,448**
負純資産債及のび部	流動負債	2,682,838
	賞与引当金	2,988
	その他	2,679,850
	負債合計	**2,682,838**
	株主資本	△2,230,389
	資本金	282,500
	資本剰余金	282,500
	利益剰余金	△2,795,389
	その他利益剰余金	△2,795,389
	（うち当期純損失）	(303,314)
	純資産合計	**△2,230,389**
	負債・純資産合計	**452,448**

第８期決算公告　令和７年12月１日
東京都千代田区霞が関三丁目２番６号
株式会社ＤＩ　Ａｓｉａ
代表取締役　沼田　和敏
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	35
	固定資産	364
	資産合計	**399**
負純資産債及のび部	流動負債	0
	固定負債	477
	負債合計	**477**
	株主資本	△78
	資本金	10
	利益剰余金	△88
	その他利益剰余金	△88
	（うち当期純利益）	(92)
	純資産合計	**△78**
	負債・純資産合計	**399**

第９期決算公告　令和７年10月３日
東京都中央区日本橋浜町三丁目３番２号
エヌビービーボルソバーリース株式会社
代表取締役　東　　正憲
貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	102,523
	固定資産	4,698,370
	資産合計	**4,800,893**
負純資産債及のび部	流動負債	292,688
	固定負債	4,506,558
	株主資本	1,647
	資本金	3,000
	利益剰余金	△1,353
	その他利益剰余金	△1,353
	（うち当期純損失）	(147)
	負債・純資産合計	**4,800,893**

第８期決算公告　令和７年12月１日
東京都港区新橋四丁目１番１号
株式会社ｌｄｒａｓｙｓ
代表取締役　田村　智宏
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	44,810
	固定資産	0
	合計	**44,810**
負純資産債及のび部	流動負債	6,183
	固定負債	199,500
	株主資本	△160,872
	資本金	65,000
	資本剰余金	51,542
	資本準備金	51,542
	利益剰余金	△277,414
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	△277,414
	（うち当期純損失）	(4,617)
	合計	**44,810**

第12期決算公告　令和７年11月26日
東京都渋谷区神宮前六丁目31番15号
スタートバーン株式会社
代表取締役　施井　泰平
貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	267,586
	固定資産	24,210
	資産合計	**291,797**
負純資産債及のび部	流動負債	50,719
	固定負債	14,250
	株主資本	226,827
	資本金	100,000
	資本剰余金	900,000
	資本準備金	660,849
	その他資本剰余金	239,150
	利益剰余金	△773,172
	その他利益剰余金	△773,172
	（うち当期純利益）	(199,038)
	負債・純資産合計	**291,797**

受け払式特定取引業の会員契約上の地位の譲り

令和７年十二月一日付にて当社は株式会社特定取引業者の会員契約上の地位を譲渡いたしました。

譲渡人
富山県黒部市三日市三五〇八番地
株式会社モリ美容
代表取締役　森　義治

譲受人
石川県金沢市松島一丁目三〇番地
株式会社ベルセレモ
代表取締役　齋藤秀麻呂

令和七年十二月一日付にて株式会社モリ美容院より富山県黒部市三日市三五〇八番地の会員の地位を譲受けました。

今後、前述の会員契約に基づく株式会社ベルセレモの会員の地位を譲渡するにあたり、当社が負っていた債務を譲受人が承継することをお知らせいたします。

なお、異議のある方は文書にて令和八年一月十日までにご連絡ください。

令和七年十二月一日

前払式特定取引業者の会員契約上の地位の譲り受けのお知らせ

令和七年十二月一日付にて株式会社富山県割賦販売法に基づく株式会社モリ美容院より会員の地位を譲受けました。

今後、前述の会員契約に基づく株式会社ベルセレモの会員の地位を譲渡するにあたり、当社が負っていた債務を譲受人が承継することをお知らせいたします。

なお、異議のある方は文書にて令和八年一月十日までにご連絡ください。

令和七年十二月一日

第 68 期 決 算 公 告

令和７年11月30日
神奈川県横須賀市本町１丁目４番地
株式会社西村企業
代表取締役　西村　安彦

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	463,334
	固定資産	2,166,600
	合計	2,629,934
負純資債及産のび部	流動負債	117,574
	固定負債	1,730,476
	株主資本	781,884
	資本金	10,000
	利益剰余金	771,884
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	769,384
	（うち当期純利益）	(80,412)
	合計	2,629,934

第 28 期 決 算 公 告

令和７年12月１日
神奈川県海老名市中央２丁目９番50号
パスコ・ロジスティクス株式会社
代表取締役　神保　昌明

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	854,584
	固定資産	141,302
	合計	995,886
負純資債及産のび部	流動負債	685,623
	株主資本	310,263
	資本金	80,000
	利益剰余金	230,263
	利益準備金	17,400
	その他利益剰余金	212,863
	（うち当期純利益）	(37,485)
	合計	995,886

第 36 期決算公告

2025年11月28日
東京都江東区新木場４丁目７番44号
日本フライトセーフティ株式会社
代表取締役社長　厚地　信一

貸借対照表の要旨（2025年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	352
	固定資産	65
	資産合計	418
負純資債及産のび部	流動負債	173
	固定負債	1
	負債合計	174
	株主資本	243
	資本金	100
	利益剰余金	143
	その他利益剰余金	143
	（うち当期純損失）	(53)
	純資産合計	243
	負債・純資産合計	418

第 1 期 決 算 公 告

令和７年12月１日
岐阜県大垣市久徳町100番地
株式会社ＴＣＮ
代表取締役　小川　哲史

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1
	合計	1
負純資債及産のび部	株主資本	1
	資本金	1
	利益剰余金	0
	その他利益剰余金	0
	（うち当期純利益）	(0)
	合計	1

第 1 期 決 算 公 告

令和７年12月１日
岐阜県大垣市久徳町100番地
株式会社ＣＯＲＥ
代表取締役　小川　哲史

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	99,999
	固定資産	1
	合計	100,000
負純資債及産のび部	株主資本	100,000
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	0
	その他利益剰余金	0
	（うち当期純利益）	(0)
	合計	100,000

第 52 期 決 算 公 告

令和７年11月30日
神奈川県横須賀市本町１丁目４番地
株式会社横須賀冠婚葬祭互助会
代表取締役　西村　安彦

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,976,287
	固定資産	2,126,634
	合計	4,102,921
負純資債及産のび部	流動負債	3,423,733
	固定負債	1,500
	株主資本	677,688
	資本金	20,000
	利益剰余金	657,688
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	652,688
	（うち当期純利益）	(27,149)
	合計	4,102,921

第 6 期決算公告

2025年８月20日
名古屋市中村区名駅二丁目38番２号
オーキッドビル２階
株式会社イコリス
代表取締役　青山　英生

貸借対照表の要旨（2025年６月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	389,439
	固定資産	7,855
	合計	397,295
負純資債及産のび部	流動負債	156,213
	固定負債	80,000
	株主資本	161,082
	資本金	10,000
	利益剰余金	151,082
	利益準備金	800
	その他利益剰余金	150,282
	（うち当期純利益）	(45,821)
	合計	397,295

第 19 期決算公告

令和７年12月１日
名古屋市天白区井の森町163番地
ジェイテクノ株式会社
代表取締役　宇野　幸洋

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,154,672
	固定資産	400,985
	合計	3,555,657
負純資債及産のび部	流動負債	831,772
	固定負債	33,289
	株主資本	2,660,095
	資本金	230,000
	資本剰余金	170,000
	資本準備金	170,000
	利益剰余金	2,260,095
	その他利益剰余金	2,260,095
	（うち当期純利益）	(176,648)
	評価・換算差額等	30,501
	合計	3,555,657

第 65 期 決 算 公 告

令和７年12月１日
静岡県富士市大野新田244番地の１
愛鷹自動車工業株式会社
代表取締役　圓谷　正文

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	79,723
	固定資産	258,632
	資産合計	338,356
負純資債及産のび部	流動負債	13,372
	固定負債	9,772
	株主資本	315,210
	資本金	10,000
	利益剰余金	305,210
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	304,460
	（うち当期純利益）	(2,031)
	負債・純資産合計	338,356

第 42 期決算公告

2025年11月28日
大阪府八尾市空港２丁目12番地
株式会社ノエビアアビエーション
代表取締役社長　荒添　正司

貸借対照表の要旨（2025年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	498
	固定資産	429
	資産合計	928
負純資債及産のび部	流動負債	77
	固定負債	528
	負債合計	605
	株主資本	322
	資本金	35
	利益剰余金	287
	その他利益剰余金	287
	（うち当期純利益）	(99)
	純資産合計	322
	負債・純資産合計	928

第 27 期 決 算 公 告

令和７年12月１日
三重県津市渋見町410番地９
株式会社プラスワン
代表取締役　相原　真吾

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	553,487
	固定資産	165,777
	合計	719,264
負純資債及産のび部	流動負債	413,002
	固定負債	139,340
	株主資本	166,921
	資本金	35,000
	資本剰余金	30,000
	利益剰余金	101,921
	その他利益剰余金	101,921
	（うち当期純利益）	(39,759)
	合計	719,264

第 40 期 決 算 公 告

令和７年12月１日
三重県津市久居寺町1232番地の26
株式会社宇戸平工務店
代表取締役　川田　英介

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	649,153
	固定資産	105,824
	資産合計	754,978
負純資債及産のび部	流動負債	355,838
	固定負債	6,840
	株主資本	392,298
	資本金	40,000
	利益剰余金	352,298
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	342,298
	（うち当期純利益）	(16,745)
	負債・純資産合計	754,978

第 16 期 決 算 公 告

令和７年12月１日
岡山県津山市林田町８番地の１
セキサンリテーリング株式会社
代表取締役　苅田　裕也

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	77,133
	固定資産	5,676
	合計	82,810
負純資産の債及び部	流動負債	65,914
	固定負債	28,000
	株主資本	△ 11,103
	資本金	5,000
	利益剰余金	△ 16,103
	その他利益剰余金	△ 16,103
	（うち当期純利益）	(2,154)
	合計	82,810

第 39 期決算公告

2025年11月28日
神戸市中央区港島中町六丁目13番地の１
株式会社常盤メディカルサービス
代表取締役社長　中島　弘行

貸借対照表の要旨（2025年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,495
	固定資産	267
	資産合計	1,763
負純資産の債及び部	流動負債	577
	固定負債	195
	株主資本	989
	資本金	98
	資本剰余金	269
	資本準備金	269
	利益剰余金	621
	その他利益剰余金	621
	（うち当期純利益）	(189)
	負債・純資産合計	1,763

第 25 期決算公告

2025年11月28日
神戸市中央区港島中町六丁目13番地の１
株式会社ボナンザ
代表取締役社長　外崎　悠太

貸借対照表の要旨（2025年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,211
	固定資産	4
	資産合計	1,216
負純資産の債及び部	流動負債	836
	負債合計	836
	株主資本	379
	資本金	10
	利益剰余金	369
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	366
	（うち当期純利益）	(257)
	純資産合計	379
	負債・純資産合計	1,216

第 3 期 決 算 公 告

令和７年12月１日
東京都千代田区内神田一丁目14番８号
ＫＡＮＤＡＳＱＵＡＲＥＧＡＴＥ
各務原プロパティ株式会社
代表取締役社長　宮寺　之裕

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	42,581
	固定資産	69,157
	合計	111,739
負純資産の債及び部	流動負債	61,488
	固定負債	3,069
	株主資本	47,181
	資本金	1,000
	利益剰余金	46,181
	その他利益剰余金	46,181
	（うち当期純損失）	(1,208)
	合計	111,739

第４期決算公告

令和７年12月１日
東京都千代田区内神田一丁目14番８号
ＫＡＮＤＡＳＱＵＡＲＥＧＡＴＥ
ククレブ・マーケティング株式会社
代表取締役社長　宮寺　之裕

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	36,790
	固定資産	3,811
	合計	40,602
負純資産の債及び部	流動負債	9,541
	株主資本	31,060
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	21,060
	その他利益剰余金	21,060
	（うち当期純利益）	(4,540)
	合計	40,602

合併公告

当社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年十二月一日

東京都千代田区神田神保町二丁目二〇番地
（甲）Innovature Technologies株式会社
代表取締役　シヴァン・ジジョ

東京都千代田区神田神保町二丁目二〇番地
一三Ｙ’ＳＣｏｒａｌＢｕｉｌｄ五Ｆ
（乙）Pinmicro株式会社
代表取締役　ゴピ・ジャヤラジ・タトゥパラ

決　算　公　告

令和７年12月１日
東京都千代田区神田神保町二丁目20番地13
Ｙ’ＳＣｏｒａｌＢｕｉｌｄ５Ｆ
Innovature Technologies株式会社
代表取締役　シヴァン・ジジョ

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	290,417
	固定資産	22,569
	合計	312,987
負純資産の債及び部	流動負債	248,821
	固定負債	7,000
	株主資本	57,166
	資本金	10,000
	利益剰余金	47,166
	その他利益剰余金	47,166
	（うち当期純利益）	(11,338)
	合計	312,987

第 55 期決算公告

令和７年12月１日
大阪府高槻市安満新町１番10号
ナガノサイエンス株式会社
代表取締役社長　長野　大造

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,338,428
	固定資産	1,986,327
	合計	5,324,755
負純資産の債及び部	流動負債	1,754,424
	固定負債	1,437,075
	株主資本	2,056,665
	資本金	75,000
	資本剰余金	237,300
	利益剰余金	1,814,929
	（うち当期純利益）	(138,211)
	自己株式	△ 70,565
	評価・換算差額等	76,591
	合計	5,324,755

第 3 期 決 算 公 告

令和７年12月１日
愛知県春日井市東野町10―17―１―105
株式会社Ｇｏｏｄ　Ｇａｍｅ
代表取締役　浅野　琢哉

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	1,673,976
	固定資産	—
	繰延資産	452,868
	合計	2,126,844
負純資産の債及び部	流動負債	285,734
	固定負債	1,210,317
	株主資本	630,793
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	△2,369,207
	（うち当期純損失）	(538,809)
	合計	2,126,844

決　算　公　告

令和７年12月１日
東京都千代田区神田神保町二丁目20番地13
Ｙ’ＳＣｏｒａｌＢｕｉｌｄ５Ｆ
Pinmicro株式会社
代表取締役
ゴピ・ジャヤラジ・タトゥパラ

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	7,452
	固定資産	20,868
	合計	28,321
負純資産の債及び部	流動負債	25,678
	固定負債	22,000
	株主資本	△19,357
	資本金	11,000
	利益剰余金	△30,357
	その他利益剰余金	△30,357
	（うち当期純利益）	(5,213)
	合計	28,321

決　算　公　告

令和７年12月１日
埼玉県越谷市大間野町四丁目326番地１
株式会社ティーエルジャパン
代表取締役　日下　達也

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	184,101,817
	固定資産	236,559,977
	資産合計	420,661,794
負純資産の債及び部	流動負債	146,646,396
	固定負債	109,695,834
	株主資本	164,319,564
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	154,319,564
	その他利益剰余金	154,319,564
	（うち当期純利益）	(23,060,627)
	負債・純資産合計	420,661,794

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社タツミ・トラスト（住所東京都足立区西伊興三丁目一四九―一〇一号）に対して当社の不動産の売買、賃貸及び所有並びに管理、労働者派遣事業及び有料職業紹介事業、物流コンサルティング業務に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十二月一日

埼玉県越谷市大間野町四丁目三二六番地一
株式会社ティーエルジャパン
代表取締役　日下　達也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百六十万円減少し九百九十万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年一月五日であり、株主総会の決議は、令和七年十一月七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十二月一日

東京都品川区西五反田三丁目九番一五号
株式会社アークシステム
代表取締役　吉濱　徹二

第37期決算公告

令和７年12月１日
東京都品川区西五反田三丁目９番15号
株式会社アークシステム
代表取締役　吉濱　徹二

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	38,427,320
	固定資産	26,698,253
	資産合計	65,125,573
負債及び純資産の部	流動負債	15,613,619
	固定負債	30,330,225
	負債合計	45,943,844
	株主資本	19,181,729
	資本金	16,500,000
	利益剰余金	2,681,729
	その他利益剰余金	2,681,729
	（うち当期純利益）	(7,830,116)
	純資産合計	19,181,729
	負債・純資産合計	65,125,573

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千五百万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月一日

神奈川県藤沢市桐原町四番地
株式会社ソアールオシキリ
代表取締役　押切　丈二

第37期決算公告

令和７年12月１日
神奈川県藤沢市桐原町４番地
株式会社ソアールオシキリ
代表取締役　押切　丈二

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	25,298,301
	固定資産	252,919,054
	合計	278,217,355
負債及び純資産の部	流動負債	13,170,400
	株主資本	265,046,955
	資本金	175,000,000
	利益剰余金	90,046,955
	その他利益剰余金	90,046,955
	（うち当期純損失）	(1,003,034)
	合計	278,217,355

第53期決算公告

令和７年12月１日

静岡県富士市依田橋260番地の１

山一運輸倉庫株式会社

代表取締役　圓谷　正文

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	342,222
	固定資産	1,760,308
	資産合計	2,102,531
負債及び純資産の部	流動負債	471,278
	（賞与引当金）	(6,861)
	固定負債	1,081,055
	（役員退職慰労引当金）	(851)
	（環境対策引当金）	(1,966)
	株主資本	551,413
	資本金	11,000
	利益剰余金	540,413
	利益準備金	2,750
	その他利益剰余金	537,663
	（うち当期純利益）	(118,462)
	評価・換算差額等	△1,216
	その他有価証券評価差額金	△1,216
	負債・純資産合計	2,102,531

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する新潟紙器工業株式会社（住所新潟県加茂市柳町二丁目二番二一号）に対して当社の段ボール事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社の株主総会の承認決議は令和七年十二月二十九日を予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月一日

新潟県加茂市柳町二丁目二番二一号
新潟紙器工業株式会社
代表取締役　齋藤　智春

第66期決算公告

令和７年12月１日
新潟県加茂市柳町二丁目２番21号
新潟紙器工業株式会社
代表取締役　齋藤　智春

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	140,064
	固定資産	345,734
	合計	485,798
負債及び純資産の部	流動負債	81,971
	固定負債	656,712
	株主資本	△ 252,885
	資本金	500
	利益剰余金	△ 253,385
	利益準備金	5,763
	その他利益剰余金	△ 259,149
	（うち当期純損失）	(35,469)
	合計	485,798

第53期決算公告

令和７年12月１日

静岡県静岡市駿河区曲金二丁目８番39号

五朋建設株式会社

代表取締役　望月　真人

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,595,652
	固定資産	152,940
	資産合計	1,748,593
負債及び純資産の部	流動負債	1,067,166
	（うち賞与引当金）	(9,272)
	固定負債	65,981
	（うち退職給与引当金）	(15,539)
	（うち役員退職給与引当金）	(3,558)
	（うち退職給付引当金）	(1,201)
	負債合計	1,133,148
	株主資本	615,445
	資本金	17,100
	利益剰余金	598,344
	利益準備金	4,275
	その他利益剰余金	594,069
	（うち当期純利益）	(74,519)
	純資産合計	615,445
	負債・純資産合計	1,748,593

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年十二月一日

静岡市駿河区馬渕一丁目八番一号
（甲）株式会社アクタガワ
代表取締役　芥川　崇仁

静岡市駿河区馬渕一丁目八番一号
（乙）有限会社アモマ
代表取締役　芥川　崇仁

第26期決算公告

令和７年12月１日
静岡市駿河区馬渕一丁目８番１号
株式会社アクタガワ
代表取締役　芥川　崇仁

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	796,399,320
	固定資産	510,483,775
	繰延資産	1,406,069
	合計	1,308,289,164
負債及び純資産の部	流動負債	400,081,956
	固定負債	103,410,000
	株主資本	804,797,208
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	784,797,208
	利益準備金	860,000
	その他利益剰余金	783,937,208
	合計	1,308,289,164

（注）当期純利益　94,358,925円

決　算　公　告

令和７年12月１日
兵庫県伊丹市南町二丁目７番８号
暁エンジニアリング株式会社
代表取締役　頭井　暁治

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	154,205
	固定資産	131,319
	合計	285,525
負債及び純資産の部	流動負債	43,130
	固定負債	18,750
	株主資本	223,645
	資本金	10,000
	利益剰余金	213,645
	その他利益剰余金	213,645
	（うち当期純利益）	(8,417)
	合計	285,525

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和七年八月二十七日付をもって増加した資本金の額を一千六百一十九万五百円、資本準備金の額を五千四百三十三万七千三十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月一日
兵庫県伊丹市南町二丁目七番八号
暁エンジニアリング株式会社
代表取締役　頭井　暁治

第 41 期 決 算 公 告

令和７年 12 月１日

奈良県天理市上総町300番地３

丸嶋運送株式会社

代表取締役　岡田　　浩

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	709,939
	固定資産	886,766
	資産合計	1,596,706
負債及び純資産の部	流動負債	402,332
	（賞与引当金）	(5,340)
	固定負債	28,260
	（退職給付引当金）	(19,733)
	（役員退職慰労引当金）	(5,947)
	株主資本	1,166,088
	資本金	40,000
	利益剰余金	1,126,088
	利益準備金	6,600
	その他利益剰余金	1,119,488
	（うち当期純利益）	(109,944)
	評価・換算差額等	24
	その他有価証券評価差額金	24
	負債・純資産合計	1,596,706

決算公告

令和７年12月１日
東京都世田谷区奥沢５－１－11
メゾンドジョワ202
株式会社ＥＷＯＬＰ
代表取締役　粟野　真実

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	14,326
	固定資産	447,620
	合計	461,946
負債及び純資産の部	流動負債	6,102
	株主資本	455,844
	資本金	235,150
	資本剰余金	235,050
	資本準備金	235,050
	利益剰余金	△ 6,356
	その他利益剰余金	△ 6,356
	（うち当期純利益）	(4,626)
	自己株式	△ 8,000
	合計	461,946

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億三千五百十四万九千九百九十九円、資本準備金の額を二億三千五百五万円減少し、それぞれ一円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月一日
東京都世田谷区奥沢五―一―一一メゾンドジョワ二〇二
株式会社ＥＷＯＬＰ
代表取締役　粟野　真実

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十二月一日
三重県鈴鹿市御薗町三六〇〇番地二一
（甲）株式会社三重パーツ
代表取締役　齊藤　　徹
三重県鈴鹿市御薗町三六〇〇番地二一
（乙）株式会社三重パーツ販売
代表取締役　齊藤　　徹

第 17 期決算公告

令和７年12月１日
三重県鈴鹿市御薗町3600番地21
株式会社三重パーツ販売
代表取締役　齊藤　　徹

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	137,009
	固定資産	51,961
	資産合計	188,970
負債及び純資産の部	流動負債	151,906
	固定負債	7,880
	株主資本	29,184
	資本金	10,500
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	8,684
	その他利益剰余金	8,684
	（うち当期純利益）	(18,310)
	負債・純資産合計	188,970

第 57 期決算公告

令和７年12月１日
三重県鈴鹿市御薗町3600番地21
株式会社三重パーツ
代表取締役　齊藤　　徹

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	316,049
	固定資産	358,138
	資産合計	674,187
負債及び純資産の部	流動負債	191,271
	固定負債	395,279
	株主資本	87,636
	資本金	21,500
	利益剰余金	66,136
	利益準備金	1,483
	その他利益剰余金	64,653
	（うち当期純損失）	(42,071)
	負債・純資産合計	674,187

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）左記のとおりです。
令和七年十二月一日
名古屋市天白区島田黒石五〇三番地
（甲）ＡＲＴＳ株式会社
代表取締役　坂　謙太郎
名古屋市天白区八幡山八二二番地の二
（乙）ＣＡＭＯ株式会社
代表取締役　鷗　菜美子

第 5 期 決 算 公 告

令和７年 12 月１日
名古屋市天白区八幡山822番地の２
ＣＡＭＯ株式会社
代表取締役　鷗　菜美子

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,801
	固定資産	0
	合計	3,801
負債及び純資産の部	流動負債	1,802
	株主資本	1,998
	資本金	300
	利益剰余金	1,698
	その他利益剰余金	1,698
	（うち当期純利益）	(252)
	合計	3,801

第 16 期 決 算 公 告

令和７年 12 月１日
名古屋市天白区島田黒石503番地
ＡＲＴＳ株式会社
代表取締役　坂　謙太郎

貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,319
	合計	4,319
負債及び純資産の部	流動負債	71
	株主資本	4,248
	資本金	5,000
	利益剰余金	△751
	その他利益剰余金	△751
	（うち当期純損失）	(155)
	合計	4,319

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により東和産業株式会社（乙、神戸市兵庫区新開地一丁目一番一一号）の事業の内、兵庫県明石市本町一丁目二番三二号　店名　メトロ　ライト　プラスで行っている遊技場経営事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月一日

神戸市長田区神楽町二丁目三―一

株式会社マルカ

代表取締役　徳山　正基

第60期決算公告　令和７年12月１日

神戸市兵庫区新開地一丁目１番11号

東和産業株式会社

代表取締役　香野　民浩

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,143,881
	固定資産	3,160,777
	合計	4,304,658
負純資債及産のび部	流動負債	881,868
	固定負債	2,197,890
	株主資本	1,224,900
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,214,900
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	1,212,900
	（うち当期純利益）	(155,844)
	合計	4,304,658

第37期決算公告　令和７年12月１日

神戸市長田区神楽町二丁目３―１

株式会社マルカ

代表取締役　徳山　正基

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	241,663
	固定資産	707,126
	合計	948,789
負純資債及産のび部	流動負債	192,254
	固定負債	757,254
	株主資本	△719
	資本金	20,000
	資本剰余金	2,400
	資本準備金	2,400
	利益剰余金	△23,119
	その他利益剰余金	△23,119
	（うち当期純損失）	(4,854)
	合計	948,789

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月一日

大分県中津市大字万田五七二番地の一

（甲）株式会社横山酒販

代表取締役　西尾　伸彦

大分県中津市大字万田五七二番地の一

（乙）株式会社箭山酒類

代表取締役　西尾　伸彦

第14期決算公告

令和７年12月１日

大分県中津市大字万田572番地の１

株式会社箭山酒類

（旧商号　箭山酒類協同組合）

代表取締役　西尾　伸彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,066,115
	固定資産	1,000
	合計	1,067,115
負純資債及産のび部	流動負債	1,059,237
	株主資本	7,878
	資本金	500
	利益剰余金	7,378
	その他利益剰余金	7,378
	（うち当期純利益）	(8,284)
	合計	1,067,115

第35期決算公告　令和７年12月１日

大分県中津市大字万田572番地の１

株式会社横山酒販

代表取締役　西尾　伸彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,059,808
	固定資産	134,797
	繰延資産	482
	合計	2,195,088
負純資債及産のび部	流動負債	2,086,118
	固定負債	100,000
	株主資本	8,969
	資本金	35,000
	利益剰余金	△26,030
	利益準備金	3,040
	その他利益剰余金	△29,070
	（うち当期純利益）	(8,210)
	合計	2,195,088

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月一日

大分県中津市大字万田五七二番地の一

（甲）株式会社横山酒販

代表取締役　西尾　伸彦

大分県中津市大字万田五七二番地の一

（乙）株式会社箭山酒類

代表取締役　西尾　伸彦

第13期決算公告

令和７年12月１日

熊本市中央区八王子町30―１

株式会社プロフェッショナルコール

代表取締役　濵田　龍彦

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	210,236
	固定資産	9,188
	合計	219,425
負純資債及産のび部	流動負債	2,036
	固定負債	4,424
	株主資本	212,964
	資本金	5,000
	利益剰余金	207,964
	利益準備金	400
	その他利益剰余金	207,564
	（うち当期純損失）	(2,324)
	合計	219,425

第75期決算公告　令和７年12月１日

鹿児島市西別府町2941番地26

株式会社オーリック

代表取締役　濵田　龍彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	10,314,964
	固定資産	10,765,741
	繰延資産	14,608
	合計	21,095,314
負純資債及産のび部	流動負債	5,942,588
	固定負債	10,979,331
	株主資本	4,173,393
	資本金	50,000
	資本剰余金	53,360
	利益剰余金	4,070,033
	利益準備金	16,930
	その他利益剰余金	4,053,103
	（うち当期純利益）	(1,611,511)
	合計	21,095,314

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月一日

鹿児島市西別府町二九四一番地二六

（甲）株式会社オーリック

代表取締役　濵田　龍彦

熊本市中央区八王子町三〇―一

（乙）株式会社プロフェッショナル

コール

代表取締役　濵田　龍彦

第36期決算公告

令和７年12月１日

福岡市南区塩原二丁目９番12号

ユーエム商事株式会社

代表取締役　日高　寛彰

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	61,115
	固定資産	243
	合計	61,358
負純資債及産のび部	流動負債	53,947
	固定負債	1,760
	退職給付引当金	1,760
	株主資本	5,651
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 4,348
	その他利益剰余金	△ 4,348
	（うち当期純損失）	(33,529)
	合計	61,358

第50期決算公告　令和７年12月１日

福岡市東区社領一丁目２番５号

株式会社ダイワトレーディング

代表取締役　日高　寛彰

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	651,598
	固定資産	156,051
	合計	807,650
負純資債及産のび部	流動負債	523,220
	株主資本	284,430
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	その他資本剰余金	10,000
	利益剰余金	266,476
	利益準備金	6,046
	その他利益剰余金	260,430
	（うち当期純利益）	(4,733)
	自己株式	△ 2,046
	合計	807,650

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月一日

福岡市東区社領一丁目二番五号

（甲）株式会社ダイワトレーディング

代表取締役　日高　寛彰

福岡市南区塩原二丁目九番一二号

（乙）ユーエム商事株式会社

代表取締役　日高　寛彰

第 41 期 決 算 公 告

令和７年 12 月１日　　名古屋市熱田区白鳥二丁目10番１号
サンヨーベストホーム株式会社
代表取締役　相原　真吾

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,725	流動負債	2,188
固定資産	142	固定負債	2,002
有形固定資産	105	株主資本	667
無形固定資産	2	資本金	100
投資その他の資産	34	資本剰余金	140
		資本準備金	100
		その他資本剰余金	40
		利益剰余金	427
		その他利益剰余金	427
		（うち当期純利益）	(77)
		評価・換算差額等	9
		その他有価証券評価差額金	9
資産合計	4,868	負債・純資産合計	4,868

第 10 期 決 算 公 告

令和７年 12 月１日
新潟県新潟市中央区女池上山三丁目14番10
株式会社Ｍａｔｃｈｂｏｘ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ
代表取締役　佐藤　洋彰

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	830,094	流動負債	290,903
固定資産	436,322	（うち賞与引当金）	(14,756)
		固定負債	697,133
		株主資本	278,380
		資本金	100,000
		資本剰余金	411,680
		資本準備金	330,502
		その他資本剰余金	81,177
		利益剰余金	△ 233,299
		その他利益剰余金	△ 233,299
		（うち当期純損失）	(233,299)
資産合計	1,266,417	負債・純資産合計	1,266,417

第 9 期 決 算 公 告

2025 年 12 月１日
京都市中京区下丸屋町397番地
株式会社ＲＵＴＩＬＥＡ
代表取締役社長　矢野　貴文

貸借対照表の要旨　（2025年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,457,831	流動負債	488,426
固定資産	338,210	（うち受注損失引当金）	(3,437)
		固定負債	136,162
		株主資本	1,171,453
		資本金	100,000
		資本剰余金	1,492,340
		資本準備金	990,995
		その他資本剰余金	501,345
		利益剰余金	△ 420,887
		その他利益剰余金	△ 420,887
		（うち当期純損失）	(138,359)
資産合計	1,796,041	負債・純資産合計	1,796,041

第 54 期 決 算 公 告

令和７年 11 月 28 日　　京都市右京区西京極町ノ坪町26番地
株式会社ツカサ
代表取締役　長谷川喜昭

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,226	流動負債	3,584
固定資産	7,102	固定負債	2,813
有形固定資産	5,508	株主資本	7,619
無形固定資産	113	資本金	134
投資その他の資産	1,479	資本剰余金	36
		資本準備金	36
		利益剰余金	7,519
		利益準備金	35
		その他利益剰余金	7,484
		（うち当期純利益）	(1,159)
		自己株式	△70
		評価・換算差額等	311
資産合計	14,328	負債・純資産合計	14,328

第 56 期 決 算 公 告

令和７年 12 月１日　　東京都中央区勝どき一丁目13番１号
株式会社日本空港コンサルタンツ
代表取締役社長　池上　正春

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,994,315	流動負債	966,140
固定資産	449,127	賞与引当金	38,732
		固定負債	634,416
		退職給付引当金	629,603
		株主資本	2,856,542
		資本金	820,000
		資本剰余金	149,428
		その他資本剰余金	149,428
		利益剰余金	1,887,114
		利益準備金	39,360
		その他利益剰余金	1,847,754
		評価・換算差額等	△ 13,657
		その他有価証券評価差額金	△ 13,657
資産合計	4,443,442	負債・純資産合計	4,443,442

損益計算書の要旨
（自　令和６年９月１日　至　令和７年８月31日）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
売上高	4,022,670	経常利益	390,117
売上原価	2,455,862	税引前当期純利益	390,117
売上総利益	1,566,807	法人税、住民税及び事業税	125,944
販売費及び一般管理費	1,173,433	法人税等調整額	△ 8,134
営業利益	393,374	当期純利益	272,307
営業外収益	7,627		
営業外費用	10,884		

資金決済に関する法律第２０条第１項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

令和７年１１月３０日に取り扱いを終了した、名鉄百貨店、一宮名鉄百貨店、サルビア発行の前払式支払手段について、次のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、申出期間内に申し出をお願いいたします。

○払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

株式会社名鉄百貨店

○払戻しを行う前払式支払手段の種類

名鉄百貨店発行ワイシャツお仕立券

（5,250円券、5,400円券、5,500円券）

名鉄百貨店発行ワイシャツ特別仕立お仕立券

（8,400円券、8,640円券、8,800円券）

名鉄百貨店発行お仕立券

一宮名鉄百貨店発行お仕立券

サルビア発行お仕立て券

（4,120円券、7,210円券、7,350円券）

○払戻し申出期間

令和７年１２月１日～令和８年８月３１日

※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。

令和７年 12 月１日

名古屋市中村区名駅一丁目２番１号　株式会社名鉄百貨店